

令和4年度

事業概要

〔 令和3年度事業実績 〕

上北地域県民局 地域健康福祉部

第1 総括

1	管内の概況	2
2	沿革	4
3	機構図と分掌事務	9
4	令和4年度上北地域県民局地域健康福祉部運営方針	13
5	令和4年度健康相談等日程表	15

第2 各総室の事業概要

保健総室<上十三保健所>

I 指導予防課関係業務

1	医務関係	17
2	薬事関係	20
3	感染症関係	23
4	結核予防関係	26
5	会議関係	29
6	実習・関係者研修	34

II 生活衛生課関係業務

1	食品衛生関係	36
2	生活衛生関係	41

III 健康増進課関係業務

1	健康づくり事業関係	46
2	母子保健事業関係	51
3	栄養改善指導事業関係	57
4	精神保健福祉関係	60
5	難病関係	66
6	石綿（アスベスト）に関すること	75
7	保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進関係	76
8	人材育成	78

福祉こども総室<上北地方福祉事務所>

1	生活保護	81
2	児童福祉	85
3	母子（父子・寡婦）福祉	86
4	女性相談及び配偶者からの暴力相談関係	89

福祉こども総室<七戸児童相談所>

1	相談業務	94
2	判定業務	100
3	一時保護状況	101
4	児童福祉施設措置状況等	102
5	子ども虐待防止対策	102
6	市町村児童家庭相談支援	104

第3 歳入・歳出・債権管理の状況

1	歳入・歳出関係	106
2	債権管理の体制	109
3	収入未済対策会議の開催状況	110

第4 資料集

1	人口関係	112
2	人口動態	115
3	市町村別妊婦・乳幼児健康診査実施状況	121
4	令和3年度市町村健康増進事業実績	122
5	その他	126

第 1 総 括

1 管内の概況

(1) 管内の状況

青森県の中央を南北に貫く八甲田連峰の東側から太平洋に至るまで丘陵地が広がっている。

当部の管内は、この丘陵地を中心とした東西約45km、南北約80kmの地域で、総面積は約2,054㎏と県全体の約21%に当たり、県内6地域県民局地域健康福祉部の中で最大の広さを有している。

管内の気候は、北部を除くと積雪は比較的少ないものの、6月から9月にかけて太平洋から冷たい偏東風（ヤマセ）が吹き付け、冷害の要因となっていることが特色として挙げられる。

また、十和田湖及び奥入瀬川周辺の地域は国立公園に指定され、丘陵地域には小川原湖をはじめ多くの湖沼、河川を有し、希少な動植物等の豊かな自然環境にも恵まれている。

(2) 管内地図

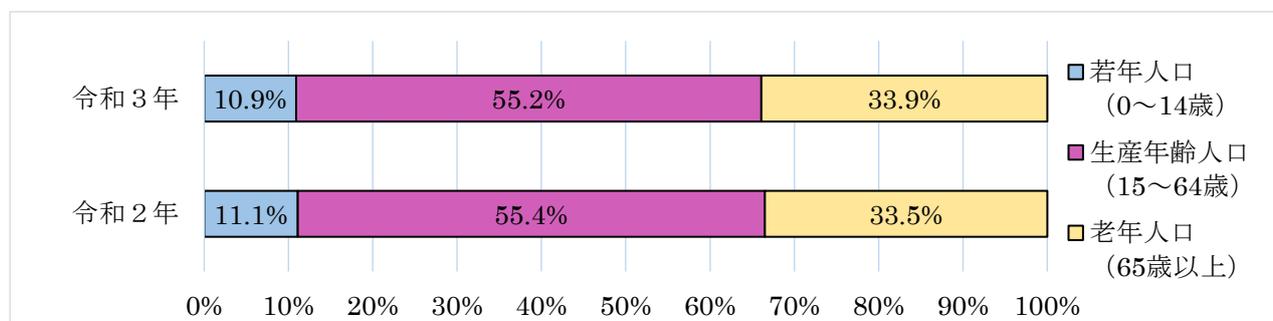
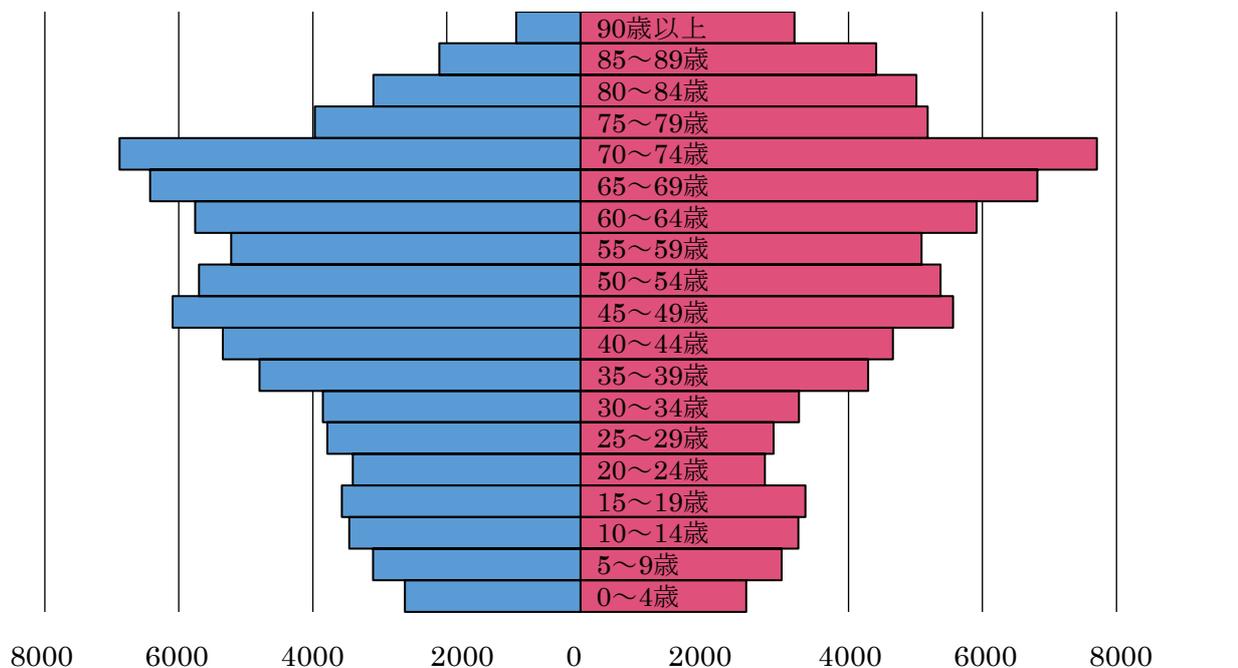


(3) 市町村別面積、人口及び人口密度

市町村名	人口(人)			3区分別人口(R3.10.1)			世帯数 R3.10.1	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	R2.10.1 現在	R3.10.1 現在	増減	若年人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)			
十和田市	60,351	59,686	▲ 665	6,262	32,317	20,448	25,662	725.65	82.25
三沢市	38,416	38,666	250	4,829	22,702	10,456	17,236	119.87	322.57
野辺地町	12,430	12,161	▲ 269	1,036	6,386	4,736	5,397	81.68	148.89
七戸町	14,287	14,305	18	1,338	7,003	5,959	5,482	337.23	42.42
六戸町	10,453	10,436	▲ 17	1,382	5,506	3,548	3,868	83.89	124.40
横浜町	4,172	4,159	▲ 13	343	2,136	1,680	1,818	126.38	32.91
東北町	16,555	16,205	▲ 350	1,688	8,196	6,310	5,854	326.50	49.63
六ヶ所村	10,173	10,281	108	1,021	6,409	2,637	5,247	252.68	40.69
管内合計	166,837	165,899	▲ 938	17,899	90,655	55,774	70,564	2,053.88	80.77

- 1 人口・3区分人口及び世帯数は、令和3年10月1日現在の「青森県人口移動統計調査」より引用
なお、人口には県内市町村間移動者数を含んでいないため、3区分人口の合計とは一致しない
- 2 面積は、令和3年10月1日現在の国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より引用
- 3 人口密度は表中の人口を面積で除したものの

当部管内の人口ピラミッド(5歳階級) 左側が男性、右側が女性



「令和3年青森県人口移動統計調査」より(同年10月1日現在)

2 沿革

(1)～(3)は平成14年4月1日、十和田保健所、三沢保健所、上北地方福祉事務所、八戸児童相談所七戸支所が上北地方健康福祉こどもセンターに統合となる前の各部の沿革

(1) 旧保健総室(上十三保健所)

- 昭和22年 7月 1日 七戸保健所設置。(七戸町役場の一部)
管轄区域5町11村(野辺地町、七戸町、三本木町、百石町、大三沢町、浦野館村、甲地村、六ヶ所村、天間林村、十和田村、大深内村、藤坂村、四和村、下田村、六戸村、横浜村)
- 昭和27年 5月 1日 三本木保健所設置。(上北郡三本木町大字三本木字南金崎官地)
管轄区域3町5村(三本木町、大三沢町、百石町、十和田村、藤坂村、四和村、六戸村、下田村)
- 昭和29年 3月 1日 三本木保健所大三沢支所設置。(大三沢町役場西部支所の一部を借用。)
- 昭和33年 9月 1日 大三沢町が三沢市となる。
- 昭和33年11月21日 三本木保健所が十和田保健所に、大三沢支所が十和田保健所三沢支所に改称。
- 昭和35年 8月 十和田保健所及び十和田保健所三沢支所は型別再編成によりR4型となる(注)。管轄地域2市3町1村(十和田市、三沢市、百石町、十和田湖町、六戸町、下田村)
- 昭和37年 4月 1日 保健所の機構改正により保健婦係新設。
- 昭和40年 1月 1日 十和田保健所三沢支所は昇格し、新保健所法(昭和22年9月5日法律第101号)に基づく三沢保健所として発足する。十和田保健所は十和田市、十和田湖町、六戸町を管轄、三沢保健所は三沢市、百石町、下田村を管轄。
- 昭和40年 3月 2日 十和田保健所R5型となる。(注)
- 昭和41年 7月 2日 十和田保健所L5型となる。(注)
- 昭和44年 8月13日 現在地が市有地から県有地となり、敷地番は十和田市西二番町 55 の4に変更(住所は十和田市西二番町 10 の15)
- 昭和47年 4月 1日 青森県行政組織規則の改正により、保健所は総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課の四課制となる。
- 昭和49年 3月30日 七戸保健所庁舎移転。(七戸町蛇坂 57 の27)管轄区域5町2村(野辺地町、七戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所村)
- 昭和50年 9月22日 十和田保健所が同一敷地内に新築移転。
- 昭和57年 4月 1日 十和田保健所L4型となる。(注)
- 平成 元年11月 1日 十和田保健所上十三地域保健医療推進協議会を設置。
- 平成 4年 4月 1日 青森県行政組織規則の改正により、保健所は総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課の四課制となる。

(注)かつて保健所は、U型(都市型)、R型(農山漁村型)、L型(人口希薄地域型)に大別されていた。

- 平成 9年 4月 1日 保健所の再編成により、七戸保健所が廃止、十和田保健所の管轄区域は1市5町1村となる。(十和田市、七戸町、十和田湖町、六戸町、上北町、東北町、天間林村) また、三沢保健所の管轄区域は1市2町1村(三沢市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村) となり、県行政組織規則等の一部改正により、百石町及び下田町は八戸保健所の管轄区域となる。
- 平成14年 4月 1日 旧十和田保健所及び旧三沢保健所は統合し、上十三保健所と改称。

(2) 旧福祉総室(上北地方福祉事務所)

- 昭和26年10月 1日 社会福祉事務所設置に関する条例(昭和26年9月19日青森県条例第62号)により、上北社会福祉事務所として二課制(庶務、福祉)で開設する。(七戸町字七戸48の3上北地方事務所庁舎)
管轄区域は5町11村(野辺地町、七戸町、三本木町、百石町、大三沢町、横浜村、浦野館村、甲地村、四和村、大深内村、藤坂村、天間林村、六戸村、六ヶ所村、十和田村、下田村)
- 昭和29年 5月 1日 県条例7号により、上北地方福祉事務所と改称する。
- 昭和30年 2月 1日 三本木町、大深内村、藤坂村、四和村が合併し、三本木市となる。(後に十和田市と改称)(管内管轄地域は4町8村)
- 昭和33年 9月 1日 大三沢町が三沢市となる。(管内管轄地域は3町8村)
その後、十和田村、六戸村、横浜村、浦野館村、甲地村、下田村が町制を施行し、管内管轄地域は次の9町2村となる。
野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、下田町、天間林村、六ヶ所村
- 昭和39年 4月 1日 三課制(庶務、保護、福祉)に組織替する。
- 昭和43年 5月 1日 十勝沖地震による破損が著しく入居不可能となり、以後三度の庁舎移転をする。
- 昭和44年 4月 1日 二課制(総務、保護)に組織替する。
- 昭和48年 4月 1日 三課制(総務、保護、福祉)に組織替する。
- 昭和53年 4月 1日 新福祉事務所構想により六法総合担当制に移行し、四課制(総務、福祉第一、福祉第二、福祉第三)となる。
- 平成 3年 4月 1日 現庁舎新築により現在地に移転する。(七戸町字蛇坂55の1)
- 平成 5年 4月 1日 平成2年6月の福祉関連8法改正に伴う福祉事務所の組織改正により、四課制(総務、福祉調整、福祉推進第一、福祉推進第二)となる。
- 平成 9年 4月 1日 県行政組織規則等の一部改正により、百石町及び下田町が三戸地方福祉事務所の所管となる。管内管轄地域は7町2村(野辺地町、七戸町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所村)

(3) 旧子ども相談総室(七戸児童相談所)

- 平成12年 4月 1日 八戸児童相談所七戸支所として七戸合同庁舎内に設置される。管轄区域2市7町2村(十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所村)

(4) 上北地方健康福祉こどもセンター

平成14年 4月 1日 県行政機構の一部改正により、上北地方健康福祉こどもセンターが開設され、総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部が設置される。上十三保健所、上北地方福祉事務所、七戸児童相談所は上北地方健康福祉こどもセンター併置となる。

ア 総務企画室が設置され、センターの庶務事務、企画を担当する。

イ 保健部の保健予防課及び生活衛生課は旧十和田保健所庁舎に、健康増進課は旧三沢保健所庁舎に配置となる。

十和田保健所及び三沢保健所は統合し、上十三保健所と改称する。

ウ 福祉部は福祉調整課、福祉推進第一課、福祉推進第二課の三課体制となる。

エ こども相談部はこども相談第一課、こども相談第二課の二課体制となる。

八戸児童相談所七戸支所は七戸児童相談所と格上げになる。

平成15年 4月 1日 (福祉部) 組織改正により福祉推進課が生活保護単法制となる。

平成16年 4月 1日 (福祉部) 組織改正により福祉推進課が保護課となる。

平成17年 1月 1日 十和田市と十和田湖町が合併し十和田市となる。

平成17年 3月31日 七戸町と天間林村が合併し七戸町となる。東北町と上北町が合併し東北町となる。

平成18年 3月31日 (保健部) 行政改革により三沢庁舎が廃止される。

平成18年 4月 1日 (保健部) 健康増進課が十和田庁舎に配置となる。

平成19年 3月31日 組織改正により上北地方健康福祉こどもセンターが廃止となる。

(5) 上北地域県民局 地域健康福祉部

平成19年 4月 1日 組織改正により、上北地域県民局地域健康福祉部が開設され、企画調整室、保健総室、福祉総室、こども相談総室が設置される。上十三保健所、上北地方福祉事務所、七戸児童相談所は上北地域県民局地域健康福祉部併置となる。

ア 企画調整室は部の庶務事務、企画を担当する。

イ 保健総室は指導予防課、生活衛生課、健康増進課の三課体制となる。

ウ 福祉総室は福祉調整課、保護課の二課体制となる。

エ こども相談総室は二課体制から、障害・地域支援と養護・非行等支援の二グループ制となる。

平成20年 4月 1日 組織改正により、企画調整室は廃止、福祉総室とこども相談総室が統合されて、福祉こども総室となる。

ア 部の庶務事務、企画は保健総室指導予防課が担当する。

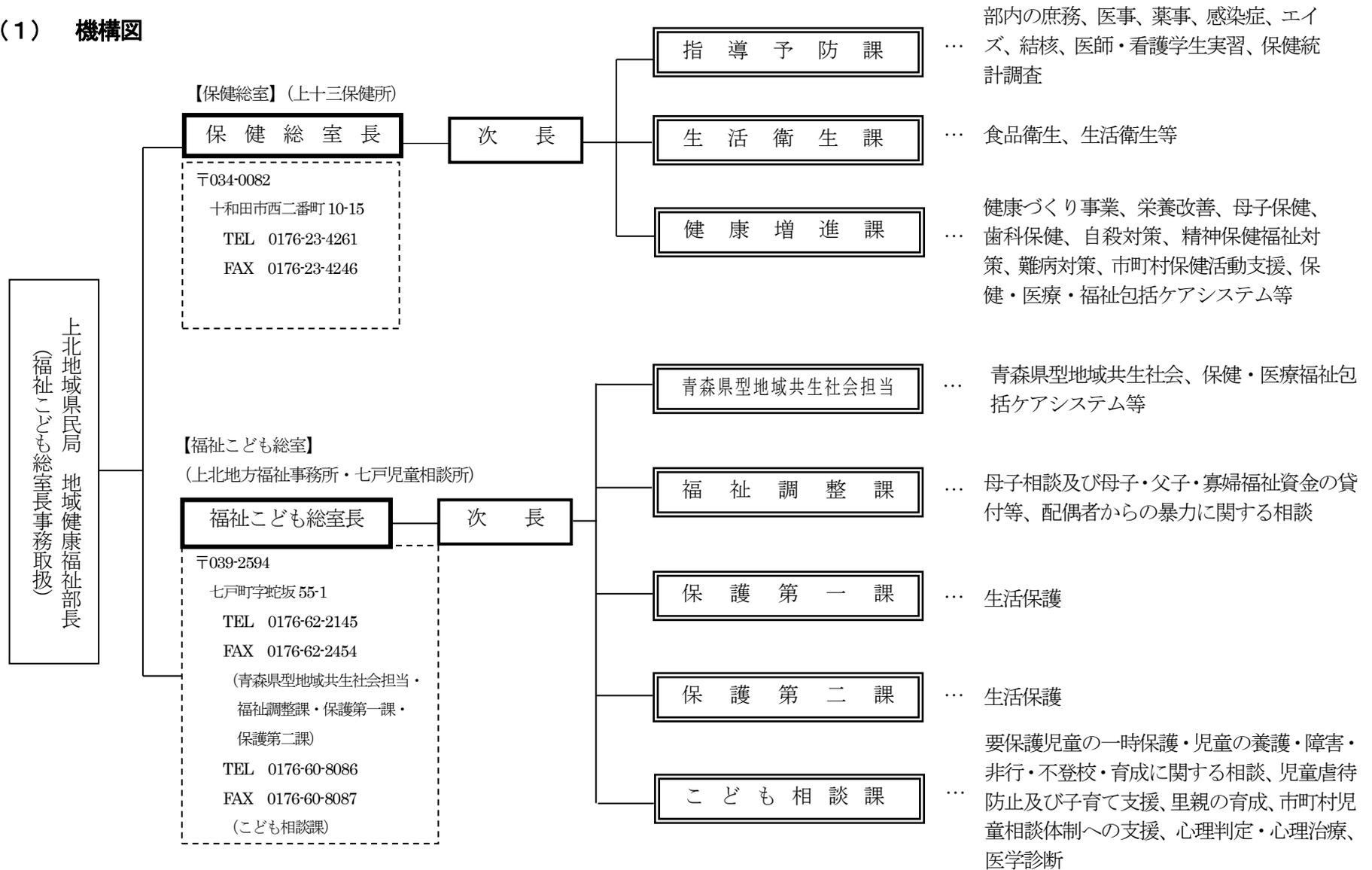
イ 福祉こども総室は福祉調整課、保護課、こども相談課の三課体制となる。

平成26年 4月 1日 組織改正により、福祉こども総室は福祉調整課、保護第一課、保護第二課、こども相談課の四課体制となる。

平成30年 4月 1日 組織改正により、福祉子ども総室は青森県型地域共生社会担当、福祉調整課、保護第一課、保護第二課、子ども相談課の四課一担当体制となる。

3 機構図と分掌事務

(1) 機構図



(2) 分掌事務

保健総室

指導予防課

- 1 部内の庶務に関する事。
- 2 青森県保健医療計画に関する事。
- 3 健康危機管理に関する事。
- 4 感染症予防に関する事。
- 5 結核予防に関する事。
- 6 医務関係施設の許認可及び監視指導に関する事。
- 7 薬務関係施設の許認可及び監視指導に関する事。
- 8 人口動態、保健統計調査に関する事。
- 9 地域保健関係者研修・医師臨床研修・看護学生研修等に関する事。

生活衛生課

- 1 食品営業関係施設の許認可・登録及び監視指導に関する事。
- 2 食中毒防止、不良食品対策に関する事。
- 3 対EU輸出ホタテ貝サンプリング事業に関する事。
- 4 生活衛生営業施設等の許認可及び検査確認等に関する事。
- 5 特定建築物衛生対策に関する事。
- 6 飲料水の衛生対策に関する事。
- 7 温泉及び化製場等に関する事。

健康増進課

- 1 健康づくり（健康あおもり21・圏域計画）の推進に関する事。
- 2 栄養改善対策の推進に関する事。
- 3 母子保健対策の推進に関する事。
- 4 歯科保健の推進に関する事。
- 5 精神保健福祉対策の推進に関する事。
- 6 難病対策の推進に関する事。
- 7 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関する事。
- 8 保健師・栄養士の人材育成に関する事。
- 9 市町村の保健福祉事業への支援に関する事。
- 10 地区組織の育成（食生活改善推進員、保健協力員等）に関する事。

福祉こども総室

青森県型地域共生社会担当

- 1 青森県型地域共生社会の推進に関する事。
- 2 保健・医療・福祉包括ケアシステムに関する事。
- 3 民生委員・児童委員に関する事。
- 4 日本赤十字事業に関する事。

福祉調整課

- 1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事。
- 2 配偶者からの暴力防止に関する事。
- 3 災害（人的被害、住家・非住家被害、社会福祉施設被害）及び災害に関する部内取りまとめに関する事。

保護第一課及び保護第二課

- 1 生活保護に関する事。
野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

こども相談課

- 1 児童の養護（虐待を含む）・保健・障害・非行・育成等に係る相談、調査、指導及び措置に関する事。
- 2 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査事後指導に関する事。
- 3 市町村要保護児童対策地域協議会支援に関する事。
- 4 子ども虐待防止対策事業に関する事。
- 5 心理判定・心理治療に関する事。
- 6 医学診断及び指導に関する事。
- 7 社会福祉統計に関する事。
- 8 里親会の育成指導に関する事。
- 9 電話相談に関する事。
- 10 虐待ホットラインに関する事。

(3) 各総室課別・職種別職員数

(令和4年4月1日現在)

内部組織	職 種	医 師	一 般 事 務	児 童 福 祉 司	市 町 村 支 援 児 童 福 祉 司	ケ ー ス ワ ー カ ー	児 童 心 理 司	獣 医 師	薬 剤 師	保 健 師	管 理 栄 養 士	診 療 放 射 線 技 師	農 学	運 転 技 能 員	非 常 勤 職 員	合 計		
部 長			1														1	
保健総室	総 室 長	1							1								2	
	次 長																0	
	指導予防課	課 長		1														1
		主 幹																0
		主 査		2						2	1							5
		主 事		2														2
		技 師								1	1							2
		技 能 技 師													1			1
		主 任 専 門 員											1					1
		非 常 勤 事 務 員															2	2
	小 計	1	6	0	0	0	0	0	4	2	0	1	0	1	2		17	
	生活衛生課	課 長							1									1
		主 幹							2					1				3
		主 査							2									2
		技 師							1									1
	小 計	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	1	0	0		7	
	健康増進課	課 長									1							1
		主 幹		1								1						2
		主 査		1							2	1						4
		主 事		1														1
技 師										4							4	
非 常 勤 事 務 員															1	1		
小 計	0	3	0	0	0	0	0	0	7	2	0	0	0	0	1	13		
総 室 内 総 数		1	9	0	0	0	0	6	4	9	2	1	1	1	3		37	
福祉こども総室	総 室 長		(1)														0	
	次 長		1														1	
	福祉調整課	主 幹		1														1
		主 査		3														3
		婦 人 相 談 員															1	1
		母 子 ・ 父 子 自 立 支 援 員															1	1
		非 常 勤 事 務 員															2	2
	小 計	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8	
	保護第一課	課 長					1											1
		主 幹					2											2
		主 査					0											0
		主 事					7											7
	生 活 保 護 受 給 者 就 労 支 援 相 談 員															1	1	
	小 計	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	
	保護第二課	課 長					1											1
		主 幹					1											1
		主 査					1											1
		主 事					7											7
		医 療 扶 助 相 談 ・ 指 導 員															1	1
	小 計	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	
こども相談室	課 長			1													1	
	主 幹			1	1※												2	
	主 査						1			1※							2	
	主 事		1	5			2										8	
小 計	0	1	7	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13		
総 室 内 総 数		0	5	7	1	20	3	0	0	1	0	0	0	0	6		43	
地域健康福祉部総数		1	14	7	1	20	3	6	4	10	2	1	1	1	9		80	

※兼務

4 令和4年度上北地域県民局地域健康福祉部運営方針

(1) 部組織目標

- (ア) 新型コロナウイルス感染症から地域住民の命と健康を守るための健康危機管理体制の維持・強化と、住民が「健やか力」の向上を目指して健康で長生きし、安心して子どもを産み育てられる地域になるため、市町村等関係機関と連携し、保健・医療・福祉サービスの充実を図る。
- (イ) 管内市町村への適切な支援の推進

(2) 各総室組織目標及び目標値

(保健総室)

ア 組織目標

- (ア) 健康危機管理体制の維持・強化
- (イ) 予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実
- (ウ) 健康づくりの推進
- (エ) 食品衛生及び生活衛生水準の維持向上

イ 取組方針

- (ア) 健康危機管理体制の維持・強化
 - a 健康危機管理体制の維持・強化
 - b 結核などの感染症対策における地域連携の推進
 - c 医療安全対策の推進
 - 薬事監視率 3年に1回全施設監視又は全施設の40%以上
- (イ) 予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実
 - a 医療介護連携調整実証事業の実施
 - b 難病対策地域協議会、自殺対策ネットワーク連絡会は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を見ながら行う。
- (ウ) 健康づくりの推進
 - a 自殺予防対策事業の実施
 - b 空気クリーン施設の増加及び認証率の向上 新規認証件数15件（うち飲食店4件）
 - c 給食施設に対する栄養管理巡回指導時に野菜及び食塩摂取量の改善、肥満予防の取組を働きかける。
 - d 市町村における糖尿病重症化予防に関する効果的な取り組みを検討する。
 - e 新型コロナウイルス感染症発生時、迅速に疫学調査等の対応を実施する。
- (エ) 食品衛生及び生活衛生水準の維持向上
 - a 食品衛生監視指導計画に基づく立ち入り検査の確実な実施
 - b 生活衛生関係施設について、3年に1回全施設を監視
 - c 食品衛生及び生活衛生に係る知識向上のための事業を実施

(福祉こども総室)

ア 組織目標

- (ア) 遅滞のない福祉サービスの提供
- (イ) 「青森県型地域共生社会」の実現に向けた取り組みの強化
- (ウ) 生活保護（変更）申請等に対する迅速な初動調査の実施
- (エ) 児童相談業務における実施体制の強化
- (オ) 収入未済の解消に向けた取り組みの強化

イ 取組方針

- (ア) 遅滞のない福祉サービスの提供
標準処理期間の設定があるものはその期間内、また設定が無い場合でも速やかに各種申請や届出等に対応する。
- (イ) 「青森県型地域共生社会」の実現に向けた取り組みの強化
市町村担当課と協議を行い、バックアップする地区を選定し、その地区の具体的なニーズを把握し、問題解決のための方策を模索する。圏域内の市町村等に対する個別支援1カ所以上
- (ウ) 生活保護（変更）申請等に対する迅速な初動調査の実施
生活保護申請については、申請受理後3日以内に法第29条による資産調査及び1週間以内に初回面接を100%実施し、速やかに処理をする。
保護変更申請、請求書については、受理後1週間以内に調査を100%実施する。
- (エ) 児童相談業務における実施体制の強化
虐待通告における48時間以内の児童の安全確認 100%
虐待通告 受理会議即日か翌日開催、虐待相談以外の相談受理1週間以内開催100%
里親委託率 前年度以上（前年度 24.2%）
- (オ) 収入未済の解消に向けた取り組みの強化
収入未済対策会議を定期的開催し、滞納者個々の滞納原因を把握の上、納入指導方法等の検討により納入指導を実施し、母子父子寡婦福祉資金償還金等の収入未済の解消を図る。
 - 福祉事務所
 - ・生活保護法63条、78条の現年度新規調定分及び現年度新規返納分
完納又は一部納入件数の割合 前年度（R4.3.31現在：96.54%）以上
 - ・母子父子寡婦福祉資金の償還率 前年度（R4.3.31現在：63.99%）以上
 - 児童相談所
 - ・児童福祉施設入所等費用の滞納金収納率 前年度（R4.3.31現在：20.07%）以上

5 令和4年度 健康相談等日程表

場所	種類	対象 (内容)	受付時間	実施曜日	3年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年	2月	3月
					4月								1月			
上 十 三 保 健 所	結核診査協議会	結核患者の就業制限 及び医療費公費負担 申請書の審議	15:30~16:30	第2水	13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	8
				第4水	27	25	22	27	24	28	26	※30	28	25	22	22
	結核接触者健診	結核患者接触者	9:00~11:00	火	5	10	7	5	2	6	11	1	13	10	14	14
					19	24	21	19	16	27	25	29	20	24	28	—
					—	—	—	—	—	—	—	—	—	31	—	—
	HIV(エイズ)に 関する相談	希 望 者	13:30~14:30	第1火	—	※10	7	5	2	6	※11	1	※13	※10	※14	—
				第3火	—	※24	21	19	16	※27	※25	※29	20	※24	※28	※14
	B型及びC型肝炎 検査	県内市町村に住所を有し、 過去に検査を受けたことが無い希望者	13:00~13:30	第1火	—	※10	7	5	2	6	※11	1	※13	※10	※14	—
第3火					※24	21	19	16	※27	※25	※29	20	※24	※28	※14	
療育相談	発達が心配な乳幼児	9:00~11:00	第4水	27	※18	22	27	24	28	26	※16	※21	25	22	22	
女性健康相談	思春期から更年期に至る女性	随時	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
精神保健福祉相談	精神・神経・飲酒等の相談	13:00~14:00	第3水	20	18	15	20	17	21	19	16	21	18	15	15	

(保健総室)

- ※印は、「実施日」が祝祭日である等の事情により、「実施曜日」以外の日になっている。
- HIV(エイズ)、B型及びC型肝炎検査、療育相談、精神保健関係の相談は要予約。

第2 各総室の事業概要

保 健 総 室
＜上十三保健所＞

I 指導予防課関係業務

1 医務関係

管内の全病院をはじめ、一部の診療所、施術所等に対し、「医療従事者の勤務実態の状況」、「医療に係る安全管理のための体制整備状況」などについて重点的に監視・指導を実施した。

(1) 医務関係施設数

(令和4年3月31日現在)

市町村名		総	十	三	野	七	六	横	東	六
区 分		数	和	沢	辺	戸	戸	浜	北	ヶ
			田	市	地	町	町	町	町	所
			市	市	町	町	町	町	町	村
病院		11	5	3	1	1	0	0	1	0
病床数	病床数	1,793	978	444	151	110			110	
	一般	938	435	220	120	110			53	
	精神	679	539	140						
	結核	0								
	感染症	4	4							
	療養	172		84	31				57	
診療所		102	47	20	5	6	5	2	9	8
病床数	無床	87	40	19	3	5	3	2	8	7
	有床	15	7	1	2	1	2		1	1
	一般	168	68	3	21	16	28		13	19
	療養	3				3				
歯科診療所		57	21	14	8	4	3	1	5	1
助産所		3	2	1						
施術所		148	72	23	14	9	7	3	17	3
歯科技工所		25	11	7	2	1	2	1	1	
衛生検査所		0								
介護老人保健施設		9	4	1	2	1				1
介護医療院		0								

※介護老人保健施設数及び介護医療院数は令和4年度青森県健康福祉関係施設名簿から計上。

(2) 医療従事者数

職種	項目	実数			人口10万対		
		上十三	青森県	全国	上十三	青森県	全国
医師		222	2,712	327,210	129.8	214.7	258.8
歯科医師		90	740	104,908	52.6	58.6	83.0
薬剤師		215	2,306	311,289	125.7	182.6	246.2
保健師	常勤換算	10.0	85.2	13,769.7	5.8	6.7	10.9
助産師	常勤換算	17.8	220.6	30,543.0	10.3	17.3	24.1
看護師	常勤換算	1,064.3	10,018.7	944,469.5	618.8	783.9	745.4
准看護師	常勤換算	427.4	3,185.9	201,608.2	247.7	249.3	159.1
理学療法士	常勤換算	44.0	630.4	91,694.8	25.5	49.3	72.4
作業療法士	常勤換算	29.0	557.0	47,852.0	16.8	43.6	37.8
言語聴覚士	常勤換算	5.0	137.7	16,639.2	2.9	10.8	13.1
管理栄養士・栄養士	常勤換算	43.9	318.0	33,034.8	25.4	24.9	26.1
診療放射線（X線）技師	常勤換算	62.2	562.9	55,421.6	36.0	44.0	43.7
臨床（衛生）検査技師	常勤換算	69.1	622.8	67,293.2	40.0	48.7	53.1
歯科衛生士	常勤換算	125.7	829.4	118,868.2	72.8	64.9	93.8
歯科技工士	常勤換算	36.7	250.8	10,731.5	21.3	19.6	8.5

医師、歯科医師、薬剤師…平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計
 保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
 診療放射線（X線）技師、臨床（衛生）検査技師、管理栄養士・栄養士、
 歯科衛生士・歯科技工士…平成29年医療施設静態調査

(3) 医療監視の状況

年 度	3		2		元		30	
区 分	対象 施設数	実施数	対象 施設数	実施数	対象 施設数	実施数	対象 施設数	実施数
		実施率%		実施率%		実施率%		実施率%
病 院	11	0※	12	0※	12	12	12	12
		0.0		0.0		100.0		100.0
一般診療所	102	7	96	12	98	28	97	37
		6.7		12.5		28.6		38.1
歯科診療所	57	2	59	9	58	24	63	20
		3.5		15.3		41.4		31.7
助 産 所	3	0	3	0	3	1	2	0
		0.0		0.0		33.3		0.0
施 術 所	148	9	150	11	153	7	155	3
		6.1		7.3		4.6		1.9

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、全施設に対し書面検査を実施。

(4) 救急医療機関の状況

「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令）」に基づいて、医療機関の申し出を受けて知事が救急病院、救急診療所として指定している。現在、次の5施設が指定を受けている。

(令和4年3月31日現在)

番号	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8	0176-23-5121
2	十和田第一病院	十和田市東三番町10-70	0176-22-5511
3	三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢字堀口164-65	0176-53-2161
4	公立野辺地病院	上北郡野辺地町字鳴沢9-12	0175-64-3211
5	公立七戸病院	上北郡七戸町字影津内98-1	0176-62-2105

(5) 医療安全対策・院内感染対策研修会

令和3年度開催実績なし

※新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、中止した。

2 薬事関係

薬局・医薬品販売業、毒物劇物販売業について、「有資格者による実務管理」、「薬局における医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置」、「販売方法」などについて重点的に監視・指導を実施した。

(1) 薬事関係施設数

(令和4年3月31日現在)

区分	市町村名	総数	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
製造業		5	2	2						1
	医薬品	1		1						
	医薬部外品	1		1						
	化粧品	1	1							
	薬局製剤									
	医療機器	2	1							1
薬局		63	30	14	4	6	2	1	5	1
卸売販売業		11	7	2	1					1
	一般	2	2							
	小規模	1								
	特定品目	8	5	1	1					1
	サンプル	0								
店舗販売業		56	23	14	4	5	2		5	3
配置販売業		6	1	1	1				3	
配置従事者		13	2	5	1				5	
高度管理医療機器等		69	38	13	5	4	1		3	5
	販売業	43	23	9	3	4	1		1	2
	貸与業									
	販売業貸与業	26	15	4	2				2	3
管理医療機器 (みなし販売業等を除く)		416	163	78	42	41	23	10	37	23
	販売業	398	157	76	40	39	20	10	35	22
	貸与業	2	1	1						
	販売業貸与業	16	5	1	2	2	3		2	1
医療機器修理業		5	4							
毒物劇物										
	製造業	2		1						1
	輸入業	1								1
	販売業	136	63	18	6	12	10	3	12	12
	一般	54	26	11	2	2	3		1	9
	農業用品目	78	33	7	4	10	7	3	11	3
	特定品目	4	4							
麻薬取扱施設		118	56	27	8	9	4	3	7	4

(2) 薬事監視の状況

年 度		3		2		元		30	
区 分		対 象 施設数	実施数 実施率(%)						
製造業	医薬品	0	0 0	1	0 0.0	1	0 0.0	1	0 0.0
	薬局製剤	5	0 0	5	7 140.0	6	0 0.0	6	0 0.0
輸入 販売業	医薬品	0	0 0	0	0 0.0	0	0 0.0	0	0 0.0
薬局		63	21 33.3	64	42 65.6	65	43 66.2	66	37 56.1
医薬品 販売業	卸売	11	3 27.3	11	5 45.5	11	8 72.7	11	4 36.4
			0 0		0 0.0		0 0.0		
	店舗	56	27 48.2	51	7 13.7	50	20 40.0	49	34 69.4
			0 0		0 0.0		0 0.0		
配置	6	0 0	7	0 0.0	6	0 0.0	7	0 0.0	
		0 0		0 0.0		0 0.0			
高度管理医療機器 ・管理医療機器販売業		485	48 9.9	466	31 6.7	473	31 6.6	458	39 8.5
毒物劇 物	製造業	0	0 0	2	0 0.0	2	0 0.0	2	0 0.0
	販売業	136	16 11.7	136	21 15.4	133	48 36.1	139	51 36.7
麻薬取扱施設		118	36 30.5	121	56 46.3	122	81 66.4	124	57 46.0

(3) 薬物乱用防止活動

関係機関及び青森県薬物乱用防止指導員等の協力を得ながら、不正大麻・けしの除去に努めた。
また、各種会合等を利用した薬物乱用防止啓発活動や学校での薬物乱用防止教室への協力を行った。

ア 不正大麻・けしの除去本数

(ア) 大麻除去本数

年度	3	2	元	30
管内（本数／箇所数）	572／11	1,150／7	6,766／9	15,576／7
県（本数／箇所数）	48,239／85	50,173／94	60,450／88	43,041／80

(イ) けし除去本数

年度	3	2	元	30
管内（本数／箇所数）	1,364／25	3,761／41	2,647／34	1,342／24
県（本数／箇所数）	10,442／114	9,401／101	4,927／72	3,487／57

イ 講習会等の啓発活動

事業名	開催年月日	開催場所	対象者	参加人員	備考 (講師等)
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び国連支援募金	令和3年6月20日～7月19日	管内の薬局・薬店等の協力店舗	住民等		ポスター掲示募金箱設置
薬物乱用防止指導員 上十三地区協議会	令和3年7月14日 書類送付	新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ 書面開催	上十三地区薬物乱用防止指導員	48名	
薬物乱用防止指導員による各種会合を利用した啓発及び産業祭りなどのイベントを利用した啓発	随時	各地	住民等	多数	町内会等

(4) 献血状況

献血の推進のため、管内市町村関係機関等の協力を得て、地域住民に献血思想の普及啓発を図り、献血者の確保に努めた。

	令和3年度献血実績			令和3年度 目標量 (全血献血) (L)	令和3年度 目標達成率 (全血献血) (%)
	全血献血		確保量 (全血献血) (L)		
	200ml(人)	400ml(人)			
十和田市	78	2168	882.8	626.4	140.9
三沢市	1089	1094	436.6	452.2	96.6
野辺地町	16	195	81.2	104.4	77.8
七戸町	364	366	146	139.2	104.9
六戸町	131	137	53.6	69.9	77.0
横浜町	0	65	26	34.8	74.7
東北町	403	403	161.2	139.2	115.8
六ヶ所村	4	434	174.4	330.6	52.8
管内計	2085	4862	1961.8	1896.7	103.4
青森県	837	24125	9817.4	10109.4	103.0

※当所管内には献血ルームがないため、献血バスの実績を報告しています。

3 感染症関係

(1) エイズ予防関係

保健所に相談窓口を開設し、エイズ及び感染症のまん延防止を図るため、無料・匿名での血液検査を月2回実施している。なお、平成28年6月から即日検査を導入している。

相談・検査状況

※結果告知のみは相談件数に計上しない

年度	採血件数		相談件数		相談方法			
	男	女	男	女	電話		来所	
					男	女	男	女
30	27	17	5	0	3	0	2	0
元	25	17	0	0	0	0	0	0
2	20	12	1	0	1	0	0	0
3	17	14	4	1	4	1	0	0

(2) ウイルス性肝炎

ア 相談

保健所に相談窓口を開設し、B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルス感染者の早期発見、早期治療を図り肝硬変や肝がん等への進行を予防することを目的として実施している。

年度	採血件数		相談件数		相談方法			
	男	女	男	女	電話		来所	
					男	女	男	女
30	8	14	3	3	2	2	1	1
元	7	3	0	2	0	2	0	0
2	5	6	0	1	0	1	0	0
3	4	4	0	0	0	0	0	0

イ 肝炎治療医療費助成申請受理件数

申請内容	インターフェロンフリー治療				核酸アナログ製剤治療								インターフェロン治療(うち延長)			
					新規				更新							
年度	3	2	元	30	3	2	元	30	3	2	元	30	3	2	元	30
十和田市	4	6	3	11	3	3	2	7	30		27	24				
三沢市	5	8	8	3	3		1	3	12		12	10				
野辺地町	2	2		2		1			6		3	5				
七戸町	2	3	3	2	2	1	1	1	7		5	5				
六戸町	2	1	3	1		1			4		3	3				
横浜町			1		1							1				
東北町	1	2	3		3	3	1	1	14		12	11				
六ヶ所村	1	2	1	2	1	1	1	1	6		6	5				
管外				1							5	5				
計	17	24	22	22	13	10	6	12	79	0	73	61	0	0	0	0

(3) 感染症発生状況

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、義務付けられている医師からの届出は以下のとおりであった。届出があった場合には、感染源や感染経路の調査、感染予防のための指導を実施した。

(全数把握感染症年次別状況)

区分		年次				
		3	2	元	30	29
二類	結核（潜在性結核感染症含む）	27	22	23	32	35
三類	腸管出血性大腸菌感染症	5	9	9	7	8
四類	つつが虫病	2	2	2	1	3
	レジオネラ症		3	2	1	
	A型肝炎					1
五類	アメーバ赤痢			2		
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	3	6	2	2	
	クリプトスポリジウム症			1	9	
	クロイツフェルト・ヤコブ病				1	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症			1	3	
	後天性免疫不全症候群					
	侵襲性インフルエンザ菌感染症		1		1	
	侵襲性肺炎球菌感染症	1	1	3		2
	水痘（入院例）	1				1
	梅毒	3		1	2	10
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症			1		
	百日咳（※2）		1	10	1	
	急性弛緩性麻痺（※1）				1	
	播種性クリプトコックス症	1				

※1 平成30年5月より全数把握対象疾患

※2 平成30年1月より全数把握対象疾患

(4) 感染症予防普及啓発活動

感染症の発生情報や標準予防策、発生時の対応についての知識を普及することにより、感染症の発生を予防し、まん延を防ぐことを目的として実施した。

実施日時 会場	対象者・参加人数	方法	内 容
令和3年10月18日 十和田市立中央病院 別館2階講堂	十和田市医療介護 事業者連絡会 173名	講義 (会場 + web)	新型コロナウイルス感染症対策について (講師) 上十三保健所 指導予防課 感染症対策担当

(5) 感染症発生動向調査

県では、感染症の発生動向を調査するために指定届出機関として患者定点を選定し、定期的に報告を受けている。

ア 週報 管内の定点医療機関（内科3、小児科6、眼科2、基幹1）からの報告

疾患名	報告件数			
	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年
インフルエンザ	4	1,226	4,292	5,011
RSウイルス感染症	176	4	100	103
咽頭結膜熱	6	14	26	37
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	33	238	730	519
感染性胃腸炎	693	729	895	880
水痘	16	40	53	75
手足口病	178	33	832	347
伝染性紅斑	1	18	455	23
突発性発しん	115	96	116	101
百日咳（※1）	—	—	—	—
ヘルパンギーナ	8	4	93	164
流行性耳下腺炎	16	9	69	319
急性出血性結膜炎	1	0	0	0
流行性角結膜炎	2	3	6	31
感染性胃腸炎（ロタウイルス）	0	1	42	34
クラミジア肺炎	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	1	0	1
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	3
無菌性髄膜炎	0	0	0	0

※1 平成30年1月より全数把握対象疾患

イ 月報 管内の定点医療機関（性感染症2、基幹1）からの報告

・性感染症発生状況

疾患名	報告件数			
	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年
性器クラミジア感染症	82	69	59	44
性器ヘルペスウイルス感染症	21	27	30	26
尖圭コンジローマ	5	16	7	3
淋菌感染症	11	7	6	5

(各年1月～12月)

・薬剤耐性菌発生状況

疾患名	報告件数			
	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	4	4	12	5
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	20	23	14	15
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0

(各年1月～12月)

4 結核予防関係

(1) 結核患者登録状況

ア 新登録患者数、年齢階級・市町村別

(令和3年)

年齢階級 市町村	0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~	計
	十和田市						(2)				9 (1)
三沢市							1	(1)		1	2 (1)
野辺地町											
七戸町						1				4	5
六戸町										2 (1)	2 (1)
横浜町											
東北町								(1)		2	2 (1)
六ヶ所村										1	1
計						1 (2)	1	(2)		19 (2)	21 (6)

(潜在性結核感染症は () 内に別掲)

イ 新登録患者数、活動性分類別、市町村別

(令和3年)

活動性分類 市町村	活動性結核								潜在性結核感染症 (別掲)
	総数	性別		肺結核活動性				肺外結核活動性	
		男	女	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性	菌陰性・その他		
				初回治療	再治療				
十和田市	9	5	4	2	0	0	3	4	3
三沢市	2	1	1	1	0	0	0	1	1
野辺地町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七戸町	5	3	2	3	0	0	0	1	0
六戸町	2	0	2	1	0	0	0	0	1
横浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北町	2	0	2	2	0	0	0	0	1
六ヶ所村	1	1	0	0	0	0	0	0	0
計	21	10	11	9	0	0	2	6	6

ウ 年末現在登録者数、年齢階級・市町村別

(令和3年末現在)

年齢階級 市町村	0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~	計
	十和田市					1 (1)	1	1		4	14
三沢市						1 (1)	1 (1)	1		4	7 (2)
野辺地町								1		2 (1)	3 (1)
七戸町						1				4	5
六戸町										3	3
横浜町					1						1
東北町										4	4
六ヶ所村										1	1
計					2 (1)	3 (1)	2 (1)	2	4	36 (1)	45 (4)

(潜在性結核感染症は () 内に別掲)

エ 年末現在登録者数、活動性分類別、市町村別

(令和3年末現在)

市町村	総数	性別		活動性結核					不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症 (別掲)	
		男	女	肺結核活動性			肺外結核活動性	治療中			観察中	
				登録時 喀痰塗抹陽性		登録時 その他の結核 菌陽性						
				初回 治療	再治療							
十和田市	21	17	4	0	0	0	1	4	9	7	0	1
三沢市	7	2	5	0	0	0	0	2	1	4	1	1
野辺地町	3	1	2	0	0	0	0	0	2	1	0	1
七戸町	5	3	2	2	0	0	1	0	0	2	0	0
六戸町	3	1	2	0	0	0	0	1	0	2	0	0
横浜町	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
東北町	4	0	4	1	0	0	0	0	1	2	0	0
六ヶ所村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
計	45	25	20	3	0	0	2	7	14	19	1	3

(2) 結核健康診断及び精密検診実施状況

(令和3年度)

	結核健康診断 接触者検診		精密検診
	家族	その他	
	ツベルクリン反応検査	0	
I G R A 検査	46 (2)	57 (2)	0
胸部 X 線 検査	5 (3)	124 (60)	11 (3)
潜在性結核感染症	3	3	-
結核	0	0	-

注 () 内は、医療機関等に委託して実施した件数の再掲

(3) 結核診査協議会の診査状況

年	区分	感染症法 第37条関係	感染症法 第37条の2関係	計	備考
令和3年		21件	32件	53件	
令和2年		23件	26件	39件	
令和元年		25件	34件	59件	

(4) 訪問指導状況等

ア 訪問指導は新規届出患者を優先（訪問DOTS含む）し、訪問件数は実数で17件、延べ55件

イ 連絡確認DOTSの件数は実数34件、延べ4件

ウ 外来DOTS（来所・薬局）の件数は実数21件、延べ65件

※DOTS:直接監視下短期化学療法 (Directly Observed Treatment Short course)

(5) 結核対策事業実施状況

結核の正しい知識の普及啓発を行った。

事業名	回数	開催年月日	開催場所	対象者・ 参加人数	内容
結核予防週間 での普及啓発	1回	令和3年9月24日～ 9月30日	上十三保健所 十和田合同庁舎	地域住民等	結核に関するパンフ レットの配布・ポスタ ー掲示

5 会議関係

(1) 上十三地域保健医療推進協議会

地域保健医療推進協議会は、青森県保健医療計画に基づき、地域における保健医療活動を効果的に推進するために、二次保健医療圏ごとに設置されている。

ア 開催実績

令和3年度開催実績なし

※新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、中止した。

イ 委員名簿（任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日）

(ア) 上十三地域保健医療推進協議会

所属団体名	役職名	氏名
一般社団法人上十三医師会	会長	小嶋 泰彦
上十三歯科医師会	会長	木村 英敏
一般社団法人青森県薬剤師会上十三支部	支部長	伊藤 博次
十和田済誠会病院	院長	江渡 篤子
十和田市立中央病院	院長	高橋 道長
三沢市立三沢病院	院長	斎藤 聡
公立野辺地病院	院長	小堀 宏康
公立七戸病院	院長	小野 正人
公益社団法人青森県看護協会上十三支部	第一副支部長	中村 登代子
公益社団法人青森県栄養士会上十三地区会	運営委員長	白山 八千代
社会福祉法人十和田市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	佐々木 令子
三沢市	参事兼健康推進課長	小笠原五十治
上北郡町村（七戸町）	健康福祉課長	井上 健
三沢市消防本部	警防課長	浅野 一雄

(イ) 保健対策部会

所属団体名	役職名	氏名
上十三歯科医師会	会長	木村 英敏
公益社団法人青森県栄養士会上十三地区会	運営委員長	白山 八千代
十和田・三沢地域産業保健センター	コーディネーター・ 保健師	古川 あき
上北中北部保育研究会	会長	沼山 喜久男
上十三保健所管内保健協力員連絡会	会長	駒嶺 詔子
上十三保健所管内食生活改善推進員連絡協議会	会長	笹森 敦子
上北地方養護教員会	会長	佐々木 智代
一般社団法人上北労働基準協会	総務課長	苫米地 康義
三沢市	参事兼健康推進課長	小笠原五十治
七戸町	健康福祉課長	井上 健
十和田食品衛生協会	会長	福田 賢司

(2) 上十三保健所感染症診査協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第24条の規定に基づき、第18条（就業制限）、第19条（入院の勧告・措置時の報告）、第20条（入院期間の延長）に関する事項を審議するために設置している

氏名	所属団体名	役職名	任期
杉田 純一	十和田市立中央病院	小児科診療科長	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日
泉山 伸	泉山内科	院長	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日
鈴木 陽大	いずみ法律事務所	弁護士	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日

(3) 上十三保健所結核診査協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第24条の規定に基づき、第18条（就業制限）、第19条（入院の勧告・措置時の報告）、第20条（入院期間の延長）及び第37条の2（結核医療費適正公費負担の申請）に関する事項を審議するために設置している。

氏名	所属団体名	役職名	任期
川村 邦明	かわむらクリニック	院長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
小山 滋豊	十和田市立中央病院	診療部長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
鈴木 陽大	いずみ法律事務所	弁護士	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日

(4) 上十三地域新型インフルエンザ対策協議会

地域における新型インフルエンザにかかる医療提供体制の構築、及び新型インフルエンザ対策の充実を図るために設置している。概ね、2年に1回開催している。

令和元年度・令和2年度・令和3年度、新型コロナ感染症感染拡大により開催実績なし

ア 委員名簿（任期：令和2年12月1日～令和4年11月30日）

所属団体名		役職名	氏名
一般社団法人上十三医師会		会長	小嶋 泰彦
十和田市立中央病院		副院長	杉田 純一
三沢市立三沢病院		院長	斎藤 聡
公立野辺地病院		院長	小堀 宏康
公立七戸病院		院長	小野 正人
六ヶ所村地域家庭医療センター		副センター長	船越 樹
青森県薬剤師会上十三支部		支部長	伊藤 博次
青森県看護協会上十三支部		第一副支部長	中村 登代子
十和田地域広域事務組合消防本部		消防長	高森 仁史
三沢市消防本部		消防長	山本 剛志
北部上北広域事務組合消防本部		消防長	木村 司
中部上北広域事業組合消防本部		消防長	沼村 光博
十和田警察署		署長	半澤 一人
三沢警察署		署長	中山 健治
野辺地警察署		署長	藤田 陽一
七戸警察署		署長	戸田 周悦
十和田市	健康増進課	課長	小笠原 誓子
三沢市	市民生活部	部長	工藤 雅則
野辺地町	健康づくり課	課長	飯田 貴子
七戸町	健康福祉課	課長	井上 健
六戸町	福祉課	課長	舘 泰之
横浜町	健康みらい課	課長	畑中 晴美
東北町	保健衛生課	課長	瀬川 司
六ヶ所村	健康課	課長	小川 良子

(5) 上十三地域災害医療対策協議会

地域災害医療対策協議会は、災害時において関係機関が連携して地域医療を確保するために、二次保健医療圏ごとに設置されている。平成27年度新規設置。

ア 開催実績

令和3年度開催実績なし（新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえての措置）。

イ 委員名簿（任期：令和2年3月1日～令和4年2月28日）

(ア) 上十三地域災害医療対策協議会委員

(令和4年3月31日現在)

所 属	役 職	氏 名
上十三医師会	会長	小嶋 泰彦
上十三歯科医師会	会長	木村 英敏
青森県薬剤師会上十三支部	支部長	河原木 智
青森県看護協会上十三支部	第二副支部長	甲地 泰子
十和田市立中央病院	病院長	高橋 道長
三沢市立三沢病院	病院長	斎藤 聡
公立野辺地病院	病院長	小堀 宏康
公立七戸病院	病院長	小野 正人
十和田第一病院	理事長	佐々木 泰二
十和田地域広域事務組合消防本部	警防課長	滝澤 文隆
三沢市消防本部	警防課長	高田 義一
北部上北広域事務組合消防本部	警防課長	丹波 三夫
中部上北広域事業組合消防本部	警防課長	高田 秋悦
十和田警察署	警備課長	米谷 一馬
三沢警察署	警備課長	三上 聡
野辺地警察署	警備課長	岩谷 泰幸
七戸警察署	警備課長	吹田 和文
十和田市	健康増進課長	小笠原 誓子
三沢市	健康推進課長	種市 剛大
野辺地町	健康づくり課長	飯田 貴子
七戸町	保健福祉課長	井上 健
六戸町	福祉課長	舘 泰之
横浜町	健康みらい課長	畑中 晴美
東北町	保健衛生課長	瀬川 司
六ヶ所村	健康課長	小川 良子

(イ) 上十三地域災害医療コーディネーター

所 属	役 職	氏 名
上十三医師会	会長	小嶋 泰彦
上十三医師会	副会長	鈴木 吾朗
上十三医師会	副会長	戸館 雅大
十和田市立中央病院	外科診療部長	藪内 伸一

6 実習・関係者研修

(1) 医師臨床研修

医師臨床研修が制度化されたことにより、当部保健総室において平成17年度から地域保健研修を実施している。地域における保健・医療・福祉の包括的提供体制を理解し、公衆衛生活動における役割、連携等について理解を深めることを目的としており、令和3年度は防衛医科大学校病院（自衛隊三沢病院）1人及び十和田市立中央病院4人を受け入れ、研修を実施した。

<実施状況>

年度	区分	十和田市立中央病院		防衛医科大学校病院 (自衛隊三沢病院)	
		実人員	延べ研修日数	実人員	延べ研修日数
29		4人	20人日	4人	20人日
30		1人	5人日	6人	30人日
元		6人	30人日	4人	20人日
2		0人	0人日	0人	0人日
3		4人	20人日	1人	5人日

(2) 地域看護実習

地域看護活動の実際を理解すると共に、活動の展開に必要な基礎知識、技術並びに態度を習得させることを目的に実施している。実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため当所での実施を見送った。

II 生活衛生課關係業務

1 食品衛生関係

食品の安全性を確保するために、「青森県食品衛生監視指導計画」に基づき、食中毒等健康被害の発生防止、食品衛生の向上及び食品衛生に関する正しい知識の普及啓発のため、営業施設等の監視指導、不良食品の排除及び食品衛生講習会を実施した。なお、令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行されたため、営業許可業種の変更及び営業届出業種の設定がなされた。

(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況 (令和4年3月31日現在)

a. 旧食品衛生法に基づく営業許可業種

業種	営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	行政処分						
		継続	新規			営業許可取消	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	廃棄命令	その他	
飲食店営業	食堂・レストラン	617	11	15	77	96						
	仕出・弁当	65		1	7	6						
	旅館	87	2	1	7	20						
	その他	1,052	12	19	183	154						
	臨時	404	9	6	152	20						
菓子製造業	313	2	4	40	98							
乳処理業	1			1	5							
特別牛乳搾取処理業												
乳製品製造業	2				5							
集乳業	1											
魚介類販売業	122	2	2	206	39							
魚介類販売業(臨時)	12			7	3							
魚介類せり売営業	6				3							
魚肉ねり製品製造業	3											
食品の冷凍又は冷蔵業	28	1		1	9							
缶詰又は瓶詰食品製造業	31		3	3	22							
喫茶店営業	16			144	5							
あん類製造業	4			1	7							
アイスクリーム類製造業	59	2	2	9	41							
食肉処理業	21			2	16							
食肉販売業	111		2	258	44							
食肉販売業(臨時)	0			19								
食肉製品製造業	5			2	2							
乳酸菌飲料製造業												
食用油脂製造業	3			2								
マーガリン又はショートニング製造業												
みそ製造業	23	1		2	12							
醤油製造業	2				2							
ソース類製造業	30			1	16							
酒類製造業	4				2							
豆腐製造業	13			4	1							
納豆製造業	6				3							
めん類製造業	26			5	11							
そうざい製造業	157	3	3	28	52							
添加物製造業	2				2							
食品の放射線照射業												
清涼飲料水製造業	22			3	20							
氷雪製造業	6	1			1							
合計	3,254	46	58	1,164	717	0	0	0	0	0	0	
令和2年度	4,795	409	308	423	1,512	0	0	0	0	0	0	
令和元年度	4,910	434	287	447	2,441	0	0	0	0	0	0	

b. 改正食品衛生法に基づく営業許可業種

業種	営業 施設数	許可件数		廃業 施設数	監視 指導 件数	行政処分					
		継続	新規			営業 許可 取消	営業 禁止 命令	営業 停止 命令	改善 命令	廃棄 命令	その他
飲食店営業	食堂・レストラン	60	61	1	76						
	仕出・弁当	2	2		4						
	旅館	11	11		11						
	その他	141	144	3	140						
	臨時	77	76	1	2						
調理の機能を有する自動販売機											
食肉販売業	9		9		13						
魚介類販売業	6		6		9						
魚介類販売業（臨時）	5		5								
魚介類競り売営業											
集乳業											
乳処理業											
特別牛乳搾取処理業											
食肉処理業	2		2		2						
食品の放射線照射業											
菓子製造業	26		28	2	31						
アイスクリーム類製造業	1		1		1						
乳製品製造業	1		1		1						
清涼飲料水製造業	3		3		3						
食肉製品製造業	1		1		1						
水産製品製造業	7		7		7						
氷雪製造業											
液卵製造業											
食用油脂製造業											
みそ又はしょうゆ製造業	1		1		1						
酒類製造業	1		1		1						
豆腐製造業	1		1		3						
納豆製造業											
麺類製造業	2		2		2						
そうざい製造業	13		13		14						
複合型そうざい製造業											
冷凍食品製造業	2		2		3						
複合型冷凍食品製造業											
漬物製造業	12		12		12						
密封包装食品製造業	11		11		13						
食品の小分け業											
添加物製造業											
合計	395	0	402	7	350	0	0	0	0	0	0
令和2年度											
令和元年度											

(2) 営業許可を要しない業種・施設・監視等の状況

(令和4年3月31日現在)

業種別	営業 施設数	監視 施設数	処 分 件 数			
			営業 許可 取消	営業 禁止 命令	廃棄 命令	その他
魚介類販売業（届出）	104	18				
食肉販売業（届出）	168	21				
乳類販売業	306	46				
冰雪販売業	4					
コップ式自動販売機（届出）	79	4				
弁当販売業						
野菜果物販売業	35	30				
米穀類販売業	9	2				
通信販売・訪問販売による販売業						
コンビニエンスストア	77	17				
百貨店・総合スーパー	30	22				
自動販売機による販売業（届出）	82	4				
その他の食料・飲料販売業	112	53				
添加物製造・加工業（届出）						
いわゆる健康食品の製造・加工業						
コーヒー製造・加工業（届出）	3	1				
農産保存食料品製造・加工業	62	9				
調味料製造・加工業	7	3				
糖類製造・加工業						
精穀・製粉業	5					
製茶業						
海藻製造・加工業						
卵選別包装業	5	1				
その他の食料品製造・加工業	28	5				
行商	8					
集団給食施設	学校	2	7			
	病院・診療所	4	3			
	事業所	1				
	社会福祉施設等	57	4			
	その他	64	4			
器具、容器包装の製造・加工業（届出）						
露店、仮設店舗等における飲食の提供 （営業以外）						
その他	1	2				
合計	1,253	256				

(3) 大規模調理施設等に対する重点監視指導

大規模調理施設、広域流通食品の取扱施設及び過去に食中毒をおこした施設を対象に年2回実施するなど、重点的に監視指導を行った。

- ア 大規模調理施設等：仕出し・弁当・旅館＝延べ3件の実施
- イ 給食施設：学校・病院等・事務所・保育所・社会福祉施設等＝延べ45件の実施

(4) 産直施設等に対する個別対策監視指導

道の駅等の産直施設や観光地における食品の安全性確保のため、販売される食品の適正表示、毒きのこに対する注意喚起等の監視指導を実施した。

(5) 夏期及び年末一斉取締り監視指導

食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末において、厚生労働省が示す方針を踏まえ、県が委嘱している食品衛生推進員を活用する等、効率的な監視指導を行った。

- ア 夏期一斉取締りにおいて、7件の収去検査、許可を要する営業施設61件及び届出を要する営業施設12件の監視指導を行った。
- イ 年末一斉取締りにおいて、9件の収去検査、許可を要する営業施設112件及び届出を要する営業施設38件の監視指導を行った。

(6) 食品の収去検査

県内の流通食品や広域に流通される県産食品等について、年間を通じた計画的な収去を行い、検査結果に基づき必要な指導を行った。

- ア 微生物学的検査：細菌検査等21検体について実施
- イ 理化学的検査：食品添加物、アレルギー物質、残留農薬等33検体について実施

(7) 不良食品等(苦情、管外・県外依頼)の調査指導

県内外で発見された不良食品等7件について、製造施設及び販売施設等での食品取扱い状況を調査し、原因の追求並びに再発防止対策の徹底を図った。

また、この他に軽微なものとして消費者等からの苦情に関する調査は12件あり、営業者等に対して指導を行った。

年度	区分	不良			発見場所		不良理由					行政措置の状況							
		食品発見件数	消費者の届出	保健所の発見	他機関の発見	県内	県外	表示違反	規格基準		カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	設備改善	顛末書	口頭指導	他保健所に移送	その他
									細菌	化学									
令和3年度計		7	5		2	6	1	1	1		3	3					5	2	
令和2年度計		8	6	2		3	5				4	4					5	3	
令和元年度計		2	2			2		1			1						2		

(8) 食中毒等健康被害発生状況

食中毒等健康被害が発生した際には、調査及び指導を行い、被害拡大防止に努めた。

年	発生件数	患者数 (人)	死者(人) (再掲)	病因物質				
				細菌	ウイルス	自然毒	化学物質	不明
3	1	1	0			1		
2	0	0	0					
元	0	0	0					

なお、他に有症苦情4件、他自治体等からの食中毒(疑)調査2件の調査及び対応を行った。

(9) 食品衛生教育

食中毒等の予防、食品衛生思想の普及啓発及び食品衛生知識の向上を図るために、食品関係業者及び一般消費者等に対して食品衛生講習会を実施した。

また、この他に給食施設従事者に対し、動画配信形式での講習会を実施した。

区分	年度	3		2		元	
		回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者
給食施設従事者		1	57	1	56	1	201
産直加工関係者		2	51	2	35	2	109
食品関係業者		8	200	2	55	18	739
食品衛生責任者		17	414	14	385	13	405
一般消費者		0	0	0	0	6	119
その他		2	16	1	6	1	35
合計		30	738	20	537	41	1,608

(10) 化製場等の監視指導

化製場等に関する法律及び青森県化製場等に関する条例に基づき、施設の衛生水準等を確保するため指導を行った。

化製場法第8条施設：三沢市(ペットフード製造1施設)

2 生活衛生関係

(1) 生活衛生営業六法関係監視指導

住民の日常生活と密接な関係のある理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場について、関係法令に基づき許可・確認を行うとともに、施設の衛生水準の維持・向上を図るために、計画的な監視指導を行った。

ア 許可(確認)等の状況 (令和4年3月31日現在)

施設区分 許可等・年度		理容所	美容所	クリーニング所 (取次所再掲)	旅館			公衆浴場		興行場
					旅館・ホテル※	簡易宿所	下宿	一般	その他	
許可 (確認)	3	5	16	2(2)	1	0	1	1	3	0
	2	2	11	1(0)	6	2	0	1	1	0
	元	1	13	3(2)	2	4	0	1	0	0
廃止	3	7	16	5(4)	3	9	1	1	2	0
	2	15	12	8(4)	7	4	0	1	2	0
	元	6	16	7(3)	21	18	2	4	0	0

※：平成30年6月15日から、「ホテル営業」及び「旅館営業」は「旅館・ホテル営業」に統一

イ 市町村別営業施設数 (令和4年3月31日現在)

施設区分 市町村		理容所	美容所	クリーニング所 (取次所再掲)	旅館			公衆浴場		興行場
					旅館・ホテル※	簡易宿所	下宿	一般	その他	
十和田市		110	142	40(17)	55	45	2	12	6	3
三沢市		60	117	20(2)	23	15	0	12	1	0
野辺地町		23	36	4(3)	9	1	0	3	0	0
七戸町		26	47	8(5)	5	16	0	9	1	0
六戸町		14	12	5(2)	8	1	0	5	1	1
横浜町		8	11	1(0)	3	3	0	12	0	0
東北町		27	34	10(3)	12	3	0	12	0	0
六ヶ所村		13	25	3(1)	12	0	0	4	2	0
計		281	424	91(43)	127	84	2	58	12	4
2年度		283	424	94(45)	129	93	2	58	11	4
元年度		296	425	101(49)	130	95	2	58	12	4

※：平成30年6月15日から、「ホテル営業」及び「旅館営業」は「旅館・ホテル営業」に統一

ウ 監視指導の状況

(令和4年3月31日現在)

施設区分 年度	理容所	美容所	クリー ニング所 (取次所 再掲)	旅館			公衆浴場		興 行 場
				旅館・ホテル	簡易 宿所	下 宿	一 般	そ の 他	
3	68	109	21(11)	63	37	4	25	7	0
2	57	70	43(29)	41	13	0	37	8	0
元	96	143	34(7)	65	29	1	26	3	0

※：平成30年6月15日から、「ホテル営業」及び「旅館営業」は「旅館・ホテル営業」に統一

(2) レジオネラ症発生防止対策

「青森県レジオネラ症の入浴施設における発生の予防に関する条例」に基づき、旅館業及び公衆浴場業の施設58件について、水質基準の遵守及び施設の衛生管理指導を行った。

(3) 水道及び飲料水関係監視指導

水道法、青森県小規模水道規制条例及び青森県飲用井戸等衛生対策要領に基づき、飲料水の衛生確保を図るために、施設の適正維持管理指導等を行った。

なお、事務権限の移譲により、小規模水道については六戸町、簡易専用水道については十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町及び東北町、飲用井戸等については十和田市及び三沢市が事務を取り扱うこととしている。

各種水道施設の状況

(令和4年3月31日現在)

種別 市町村	簡易専用 水道	小規模 水道	飲用井戸等			計
			一般	業務用	小規模貯水槽	
十和田市		39				39
三沢市		0				0
野辺地町		0	24	3	5	32
七戸町		2	55	8	3	68
六戸町			703	10	5	718
横浜町		1	1,281	6	0	1,288
東北町		2	180	15	0	197
六ヶ所村	46	0	14	3	7	70
計	46	44	2,257	45	20	2,412
2年度	55	44	2,265	47	15	2,426
元年度	52	45	2,270	48	15	2,430

(4) 建築物衛生監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定建築物(興行場、百貨店等で床面積が3,000㎡以上、学校で床面積が8,000㎡以上の建築物)について、衛生的な環境の確保を図るために施設の適正維持管理指導を行うとともに、登録業者に対して清掃作業及び清掃用機器の維持管理方法の監視指導を行った。

ア 施設・監視の状況 ※()は監視件数 (令和4年3月31日現在)

種別 市町村	興行場	百貨店	店 舗	事務所	学 校	旅 館	その他	計
十和田市	1(1)	6(9)	4(6)	5(4)	1(1)	5(1)	2(1)	24(23)
三 沢 市	0	1(2)	2(2)	2(1)	0	3(3)	3(1)	11(9)
野辺地町	0	1(1)	0	0	0	1	0	2(1)
七 戸 町	0	1(1)	1(2)	0	0	0	0	2(3)
六 戸 町	0	0	0	1	0	3	0	4
横 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0
東 北 町	0	0	0	0	1	0	0	1
六ヶ所村	0	1	0	8	0	1	2	12
計	1(1)	10(13)	7(10)	16(5)	2(1)	13(4)	7(2)	56(36)
2 年 度	1	10(3)	7(1)	16(1)	2(1)	14(9)	7	57(15)
元 年 度	1	10(2)	7(2)	16(7)	2(1)	14(2)	7	57(14)

イ 登録営業所の状況 ※()は監視件数 (令和4年3月31日現在)

種別 市町村	建築物 清掃業	空 気 環 境 測 定 業	空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	飲 料 水 水 質 検 査 業	飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	排 水 管 清 掃 業	ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	環 境 衛 生 総 合 管 理 業	計
十和田市	1(1)	0	0	0	5	2(1)	0	2	10(2)
三 沢 市	4	0	0	0	2	0	1	2	9
野辺地町	1	0	0	0	1(1)	0	0	0	2(1)
七 戸 町	0	0	0	0	1	0	0	0	1
六 戸 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 北 町	0	0	0	0	1	0	0	0	1
六ヶ所村	5	0	0	0	4	1(1)	0	1	11(1)
計	11(1)	0	0	0	14(1)	3(2)	1	5	34(4)
2 年 度	12(1)	0	0	0	15(1)	2	2	5	36(2)
元 年 度	12	0	0	0	15(3)	2	2	5	36(3)

(5) 遊泳用プール施設等の監視指導

多数人が利用する遊泳用プール（学校保健法に基づき衛生管理が実施されているものを除く）の衛生水準確保を目的として、「遊泳プールの衛生基準について」（平成19年5月28日 厚生労働省保健局長通知）に基づき、水質基準、施設基準及び維持管理基準の遵守指導を行うとともに、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省）に基づくプールの安全確保のための適正な管理運営等を指導した。

なお、管内には十和田市に5施設、三沢市に2施設、東北町に1施設、合計8施設の遊泳用プールがあるが、令和3度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により休止中の4施設を除いた4施設について監視指導を行った。

(6) 温泉関係監視指導

温泉法及び青森県温泉保護対策要綱に基づき、温泉資源の保護及び温泉の利用の適正化を図るために、掘削及び動力許可申請にかかる指導等を行った。

ア 温泉(源泉)数及び許可の状況

(令和4年3月31日現在)

区分 市町村	源泉数	掘削申請 (掘さく許可)	増掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)	利用 承継	温泉採取 事業廃止
十和田市	49	0	0	0	0	0	0
三沢市	23	0	0	0	0	0	0
野辺地町	10	0	0	0	0	0	0
七戸町	17	0	0	1(1)	6(6)	0	0
六戸町	10	0	0	0	0	0	0
横浜町	1	0	0	0	0	0	0
東北町	39	2(1)	0	0	0	0	0
六ヶ所村	2	0	0	0	0	0	0
計	151	2(1)	0	1(1)	6(6)	0	0
2年度	150	0	0	1(1)	10(10)	1	0
元年度	148	2(2)	0	3(3)	3(3)	2	2

イ 監視指導状況

(令和4年3月31日現在)

区分 年度	合計 (件数)	源泉・掘さく 動力(増掘)	利用施設
3	165	31	134
2	178	41	137
元	65	29	36

Ⅲ 健康増進課関係業務

1 健康づくり事業関係

(1) 「健康上十三 21 (第 2 次)」の推進について

上十三地域においては、「健康日本 21」「健康あおもり 21」を受け、早世の減少と健康寿命の延伸を目標に、「栄養・食生活」「こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」に重点をおいた「健康上十三 21」を策定し、平成 14 年度より推進してきた。計画最終年の平成 24 年度に行った最終評価では、全体の 51%が目標達成、改善傾向となっている中、こころの健康づくりに課題が残っている。

「健康上十三 21 (第 2 次)」では、第 1 次計画の最終評価と当地域の課題を踏まえ、「自殺予防」の推進と「喫煙防止」「肥満予防」を柱とした生活習慣病予防対策を推進することとしている。

平成 30 年度は、過去 5 年間の取り組みを中間評価し、62 指標のうち全体の 51.6%が目標達成、改善傾向であったが、ほぼ半数が目標達成には届かない状況となった。達成していない指標に関しては、最終評価時に達成できるようにするとともに、今後は糖尿病対策を推進するための 3 指標を追加した 22 項目 65 指標をもとに最終評価に向けて「健康上十三 21 (第 2 次) 改定版に基づいて取り組んでいく。

(2) 「市町村健康づくり計画」の推進について

各市町村健康づくり推進協議会や研修会、会議等を通して市町村計画への支援を行った。

(3) 各市町村健康づくり推進協議会等への参加

全市町村の健康づくり推進協議会等の委員として保健所長が委嘱され、担当職員等と共に各市町村の推進協議会等へ出席し、市町村の健康課題及び対策について把握し、保健活動の推進に向け支援を行った。

市町村名	期 日	会 議 名	出 席 者
十和田市	開催なし		
三 沢 市	書面開催	健康推進対策協議会	
野辺地町	令和 3 年 5 月 24 日	健康づくり推進協議会	次長、地区担当者
	令和 3 年 11 月 15 日	健康づくり推進協議会	次長、地区担当者
七 戸 町	令和 3 年 7 月 30 日	健康づくり推進協議会	次長、地区担当者
六 戸 町	書面開催	自殺対策協議会	
	書面開催	健康づくり推進協議会	
横 浜 町	令和 3 年 7 月 26 日	健康づくり推進協議会	次長、地区担当者
東 北 町	令和 3 年 10 月 26 日	健康づくり推進協議会	次長、地区担当者
六ヶ所村	令和 3 年 12 月 20 日	健康づくり推進協議会	次長、地区担当者

新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のため、一部健康づくり推進協議会が中止・書面開催となった。

(4) 喫煙防止対策の推進について

喫煙は、肺がんや虚血性心疾患、慢性閉塞性肺疾患など多くの疾患の危険因子であり、また、喫煙者だけでなく、周囲の非喫煙者にも健康被害を及ぼすことから、喫煙対策は生活習慣病を防止する上で重要な課題である。

そこで、「健康上十三２１（第２次）」で重点的取り組みに位置付けている喫煙防止について、受動喫煙防止対策を推進するための研修会、喫煙による健康障害に対する予防意識の普及啓発及び空気クリーン施設等制度の登録を推進した。また、改正健康増進法（令和元年７月１日から部分施行、令和２年４月１日から全面施行）により、各施設での受動喫煙対策が義務となったことから、喫煙所の設置等受動喫煙防止に関する相談対応等により、普及啓発を行った。

ア 普及啓発（広報活動）

日時	場所	テーマ・内容	対象者 人数
令和３年 ５月３１日	上十三保健所、 十和田合同庁舎、 七戸庁舎	世界禁煙デーに関するポスターを掲示。	各庁舎職員、来庁者
令和３年 ５月３１日	上十三保健所、 十和田合同庁舎、 七戸庁舎	受動喫煙防止、禁煙、空気クリーン施設等に関するパンフレットをメール送信。	上北地域県民局職員
令和３年 ５月３１日 ～６月４日	十和田合同庁舎	世界禁煙デー、禁煙週間の周知及び受動喫煙防止に関する館内アナウンスを実施（１日２回）。	庁舎職員、来庁者
通年	飲食店	青森のおいしい健康応援店認定事業 PR 時に空気クリーン施設認定事業の PR を実施。	飲食店

改正健康増進法に係る普及啓発の取組としては、第一種及び第二種施設の相談対応・リーフレットの配布を実施した。

イ 『空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）』・『空気クリーン車（受動喫煙防止対策実施車両）』推進事業

平成１５年５月１日から施行された健康増進法において、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設管理者は、受動喫煙防止する措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定された。

このことから、施設管理者及び飲食店経営者等に対し、禁煙の措置を講ずるよう支援し、住民の良好な健康づくりのための環境整備に資することを目的に「空気クリーン施設」の登録を促進した。また、平成２９年度から本庁が実施している青森県健康経営認定制度により標記事業が促進されている。

空気クリーン施設 施設種別・市町村別登録状況 (令和4年3月末)

*施設種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
十和田市	12	10	44	42	21	0	59	0	33	1	5	41	268
三沢市	7	4	9	21	10	4	38	0	5	1	4	30	133
野辺地町	4	4	13	15	4	5	7	0	5	1	1	56	115
七戸町	6	6	16	13	4	7	16	0	3	0	9	0	80
六戸町	3	3	15	6	2	4	7	0	2	0	1	1	44
横浜町	2	5	5	4	4	1	3	0	3	0	1	0	28
東北町	5	0	15	4	3	0	9	0	3	2	1	0	42
六ヶ所村	1	0	16	2	1	0	29	0	1	0	0	5	55
合計	40	32	133	107	49	21	168	0	55	5	22	133	765

*施設種別：1官公庁 2文化施設 3教育・保育施設 4医療施設 5福祉・介護施設 6体育施設 7事業所
8公共交通機関 9飲食店 10宿泊施設 11その他施設 12タクシー等の車輛

*喫煙対策推進事業実施要綱が平成20年度に改正になり「空気クリーン施設」の条件は、禁煙のみとなった（分煙は認めず）。

*青森県のタクシーは、平成22年7月1日から全面禁煙となった。

(5) 糖尿病対策の推進について

糖尿病の早期発見、早期治療、発症予防、また、重症化予防の推進と、県民の健康意識向上を目的として、圏域の糖尿病に関する実態の把握と市町村の糖尿病性腎症重症化予防プログラム作成に向けた支援等を行った。

ア 糖尿病性腎症による新規透析導入患者のデータ収集（平成30年度から通年）

イ 市町村の糖尿病性腎症重症化予防プログラム作成に向けた支援（通年）：

ウ 上十三保健所管内糖尿病対策研修会開催

（第3回管内保健師連絡会議・第4回地域保健関係者職員研修併催）：

期 日	場 所	内 容	参加者数
令和4年 1月19日	オンライン (Zoom)	情報提供 (1)「高齢者保健事業・介護予防の一体的実施について」 青森県健康福祉部高齢福祉保険課 国保・高齢者医療 グループ主幹 池田 安克氏 (2)「糖尿病性腎症重症化予防について」 青森県健康福祉部高齢福祉保険課 国保・高齢者医療グループ主査 工藤 華名子氏 意見交換 「糖尿病性腎症重症化予防対策の効果的な実施に向けて」	27名 (内訳： 管内市町村保健 師 栄養士 事務職員)

(6) 保健協力員の育成

保健協力員が活動に関する学習と情報交換を行い、活動を活性化するとともに、健康づくりの推進に役立てることを目的に研修会、役員会を実施した。

ア 上十三保健所管内保健協力員連絡会役員会

回数	期 日	場 所	内 容	備考
1	令和3年 6月7日	十和田合同庁舎 3階B会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業実施報告について ・令和3年度事業実施計画(案)について ・令和3年度合同研修会(案)について ・役員改選 ・その他 	
2	令和4年 3月4日	—	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業実施状況について ・令和4年度合同研修会について ・その他 	書面開催

イ 上十三保健所管内保健協力員連絡会合同研修会

期 日	場 所	内 容	参加者数
令和3年 10月4日～ 12月31日	—	1 情報提供 「保健協力員の活性化に関する調査」 講師：青森県立保健大学健康科学部看護学科大学院准教授 千葉敦子氏 2 講演 「脳卒中の予防、発症から最新治療」 講師：八戸市立市民病院血管内脳神経外科部長 鈴木一郎氏	オンライン開催

ウ 管内市町村保健協力員数 (令和3年5月現在)

市町村名	保健協力員数	市町村名	保健協力員数
十和田市	188	六戸町	78
三沢市	103	横浜町	64
野辺地町	94	東北町	166
七戸町	79	六ヶ所村	58
		計	830

(7) 歯科保健事業関係

ア 親と子のよい歯のコンクール

例年、一般社団法人青森県歯科医師会との共催により健康な歯をもつ親と子を表彰し、歯科保健に対する幼児や父母及び地域社会の関心を高め、本県の歯科保健の推進を図ることを目的に実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

イ その他

青森県口腔保健支援センターによる市町村支援事業に出席した。

期日	支援市町村	出席者
令和3年8月31日	十和田市	葛原主査、船渡主査
令和3年10月19日	横浜町	富岡技師

2 母子保健事業関係

(1) 療育相談（肢体不自由児等）

発育・発達に心配のある児童及び未熟児等を対象に整形外科専門医による相談を保健所内で年4回実施した。 (令和3年度)

市町村名	相談人員	再 掲		
		要治療	治療不要	経過観察
十和田市	31 (8)	7 (2)	6 (2)	18 (4)
三沢市	10 (3)	5		5 (3)
野辺地町	5 (2)	2		3 (2)
七戸町	9 (5)		1	8 (5)
六戸町	0			
横浜町	0			
東北町	2 (1)	1		1 (1)
六ヶ所村	0			
管 外	7 (2)	2		5 (2)
計	64 (21)	17 (2)	7 (2)	40 (17)

() は新規利用者再掲

(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童について、小児慢性特定疾患医療受診券交付時における面接や訪問、医療意見書により依頼があった児の状況把握等を行い、支援強化を図った。

(令和3年度)

事業内容	専門医による相談		保健師による相談指導		
	小児慢性 特定疾患	未 熟 児	家庭訪問	面接相談	電話相談
相談件数	0	0	6	11	8

(3) 小児慢性特定疾患治療研究事業（小児慢性特定疾病医療費助成事業）

長期にわたり療養を必要とする児童の健全育成を目的として対象疾病の治療にかかった費用の一部を公費によって助成するとともに、治療方法等の情報を今後の治療研究に活かすことを目的とした制度である。

（H27.1.1に法施行。旧事業：S49-H26 小児慢性特定疾患治療研究事業）

制度の見直しは継続的に行われており、令和元年7月現在、16疾患群762疾病（包括的病名を除く）が対象となっている。

ア 医療受給者証交付件数 149件（新規17件、継続132件）

イ 受給者数 141人（うち2疾病認定者6人）（令和4年3月末）

疾患 NO	市町村別	合計	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	ひまわり 手帳交付
	疾患群名										
	合計	141 (19)	57 (6)	32 (4)	9 (2)	7 (1)	14 (4)	3	9 (1)	10 (1)	17
01	悪性新生物	18 (4)	7 (1)	4	1		3 (1)		2 (1)	1 (1)	3
02	慢性腎疾患	12	5	2	1	1		1	2		1
03	慢性呼吸器疾患	4 (3)	1	2 (2)			1 (1)				1
04	慢性心疾患	32 (3)	13 (2)	7	2	2	2 (1)	1	2	3	3
05	内分泌疾患	34	15	6	2	2	4		2	3	2
06	膠原病	7	2	3			1	1			
07	糖尿病	5	2	2						1	
08	先天性代謝異常	1		1							
09	血液疾患	5	1	1		1	1			1	1
10	免疫疾患	0									
11	神経・筋疾患	13 (6)	7 (2)	3 (2)	1 (1)		1 (1)			1	4
12	慢性消化器疾患	7	3	1	1		1		1		2
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2 (2)	1 (1)				1 (1)				
14	皮膚疾患	0									
15	骨系統疾患	0									
16	脈管系疾患	1 (1)			1 (1)						

※（ ）内は、重症、人工呼吸器装着者の人数を再掲

(4) 管内市町村妊婦連絡票実施状況

(令和3年度)

()は%

市町村名	妊娠届出数 A	妊婦連絡票提出数 B (B/A)	妊婦保健指導報告書発行数 C (C/B)	指導週数別					指導方法別				妊婦連絡票の提出はないが、 保健指導を実施した数 M (M/A)	受理数 N	内訳	
				～ 11週 d (d/C)	12～ 19週 e (e/C)	20～ 27週 f (f/C)	28週 ～ g (g/C)	産後 h (h/C)	窓 口 i (i/C)	訪 問 j (j/C)	電 話 k (k/C)	そ の 他 l (l/C)			妊 婦 o (o/N)	産 婦 p (p/N)
				～ 11週 d (d/C)	12～ 19週 e (e/C)	20～ 27週 f (f/C)	28週 ～ g (g/C)	産後 h (h/C)	窓 口 i (i/C)	訪 問 j (j/C)	電 話 k (k/C)	そ の 他 l (l/C)				
十和田市	310	309 (99.7)	310 (100.3)	281 (90.6)	27 (8.7)	1 (0.3)	1 (0.3)	0	309 (99.7)	0	1	0	1 (0.3)	42	9 (21.4)	33 (78.6)
三沢市	277	263 (94.7)	267 (101.5)	245 (91.8)	16 (6.0)	4 (1.5)	2 (0.7)	0	267 (100.0)	0	0	0	12 (4.3)	39	10 (25.6)	29 (74.4)
野辺地町	36	36 (100.0)	37 (102.8)	36 (97.3)	1 (2.7)	0	0	0	37 (100.0)	0	0	0	0	10	3 (30.0)	7 (70.0)
七戸町	46	46 (100.0)	47 (102.2)	46 (97.9)	1 (2.1)	0	0	0	47 (100.0)	0	0	0	0	17	2 (11.8)	15 (88.2)
六戸町	48	48 (100.0)	48 (100.0)	47 (97.9)	1 (2.1)	0	0	0	46 (95.8)	1 (2.1)	1 (2.1)	0	0	11	3 (27.3)	8 (72.7)
横浜町	14	13 (92.9)	13 (92.9)	13 (100.0)	0	0	0	0	12 (92.3)	0	1 (7.7)	0	1 (7.1)	4	2 (50.0)	2 (50.0)
東北町	80	80 (100.0)	80 (100.0)	71 (88.8)	8 (10.0)	0	1 (1.3)	0	80 (100.0)	0	0	0	0	13	3 (23.1)	10 (76.9)
六ヶ所村	73	72 (98.6)	73 (101.4)	68 (93.2)	5 (6.8)	0	0	0	73 (100.0)	0	0	0	1 (1.4)	13	3 (23.1)	10 (76.9)
計	884	867 (98.1)	875 (100.9)	807 (92.2)	59 (6.7)	5 (0.6)	4 (0.5)	0	871 (99.5)	1 (0.1)	3 (0.3)	0	15 (1.7)	149	35 (23.5)	114 (76.5)

(5) 管内市町村未熟児情報共有システム実施状況

(令和3年度)

	低出生体重 児数		未熟児等 出生 連絡 票受 理数	出生時体重					在胎週数			未熟児 等訪問 指導連 絡票発 行数
	未 児 育 療 請 数	熟 養 医 申 数		1000 g 未 満	1000 ～ 1500 g 未 満	1500 ～ 2000 g 未 満	2000 ～ 2500 g 未 満	2500 g 以 上	妊 娠 22～ 34週 未 満	妊 娠 34～ 37週 未 満	妊 娠 37週 以 上	
十和田市	30	18	13	1	3	4	5	0	8	3	2	11
三沢市	30	27	22	4	2	5	8	3	8	10	4	23
野辺地町	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七戸町	4	5	4	2	0	2	0	0	3	1	0	4
六戸町	1	1	2	1	0	0	0	1	1	1	0	3
横浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北町	5	1	3	0	0	0	2	1	0	0	3	2
六ヶ所村	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	77	53	44	8	5	11	15	5	20	15	9	43

(6) 母子保健ネットワーク会議等 —妊産婦支援体制整備事業—

虐待による死亡が生じ得るリスク要因として、保護者側の強い抑うつ状態が挙げられており、その対策として、育児の孤立化、育児不安の防止に努める「発生子防」の視点から、地域養育支援体制の整備を推進している。

ア 母子保健ネットワーク会議

会議開催を予定し、関係機関に事前に情報共有したい内容等についてアンケートを実施していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため ZOOM のよるオンライン開催となった。

期 日	場 所	資料送付先	内 容
令和3年 10月25 日	ZOOM による オンライン	・管内 8 市町村	(1)情報提供「妊産婦及び乳幼児への一体的な支援の実施について」 ・管内における子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の設置状況について ・新生児聴覚スクリーニング検査実施状況について (2)意見交換「現状や課題、今後の方針について」 ・センター及び拠点の設置による効果と課題 (業務内容及び担当職種、役割分担の状況、地区担当保健師との情報共有の状況、他部署・他機関との連携状況 等) ・拠点設置にあたって大変だったこと ・産後ケア事業の実施状況(委託の有無、委託金額等) ・今後の運営方針や新たに取り組みたいと考えている事業

イ 令和3年度市町村開催会議への支援

※会議等への出席なし。

(7) 産後うつ病の予防対策推進事業 —妊産婦支援体制整備事業—

当圏域の関係機関連携における課題や今後の取り組み等について協議、検討を行い、また、上十三地域の妊産婦及び乳幼児への切れ目ない支援を推進するため意見交換を実施する事で、市町村母子保健関係者等の虐待予防も視野に入れたハイリスク妊産婦等への支援に関する資質の向上を図った。

ア 医療機関へのエジンバラ産後うつ病スクリーニングの活用と普及

※実績なし

イ EPDS 等(虐待例)妊産婦のカンファレンス

※市町村でカンファレンスを実施するなど対応しており、保健所への相談件数はなかった。

(8) 乳幼児の虐待予防に関すること

市町村からの求めにより出席し、虐待予防に係る保健所の取組みや子育て世代包括支援センター等に関する情報提供を行った。

ア 市町村要保護児童対策協議会への出席

市町村名	代表者会議	出席者
十和田市	令和3年6月7日	健康増進課長
三沢市	令和3年5月25日	健康増進課長
野辺地町	令和3年6月30日	健康増進課長
七戸町	令和3年10月1日	健康増進課長
六戸町	令和3年11月2日	健康増進課長
横浜町	令和3年7月20日	健康増進課長
東北町	令和3年7月6日	健康増進課長
六ヶ所村	令和3年7月1日	健康増進課長

(9) 女性健康支援事業

ア 女性の健康相談

(ア) 開催日：随時

(イ) 担当者：保健師

相談件数	随時相談 実人員	0名 (延0件)
	電話相談 実人員	2名 (延2件)
相談内容	思春期女子の健康相談	0件
	妊娠、避妊に関する相談	0件
	不妊に関する相談	2件
	婦人科疾患、更年期障害に関する相談	0件
	メンタルケア	0件
	その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談	0件

イ 特定不妊治療助成事業

(ア) 特定不妊治療費助成事業申請 177件 (実人員110名)

(令和3年度)

	合計	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	
申請件数	177	51	48	8	18	19	5	7	21	
実人員数	110	33	31	6	8	13	3	5	11	
	新規	87	24	26	5	6	11	3	4	8
	継続	23	9	5	1	2	2	0	1	3

(イ) 不妊専門相談センター利用者 0名

3 栄養改善指導事業関係

(1) 給食施設栄養管理指導事業

喫食者の健康増進を図ることを目的に給食施設を巡回し、施設における栄養管理状況の把握及び改善指導等を実施した。また、給食施設の栄養管理担当者、調理従事者のスキルアップを図るため、管理栄養士、栄養士、調理師等を対象に開催している研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応により、来年度に延期とした。

巡回指導

	特定給食施設		特定多数人に対して継続して食事を供給する施設				計		総計
			1回あたり50食以上提供する施設		1回あたり50食未満提供する施設				
	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	
巡回施設数	5	5	7	3	3	4	15	12	27
対象給食施設数	44	5	64	12			108	17	125

(2) 栄養成分表示、虚偽誇大表示に関する指導

ア 栄養成分及び健康の保持増進に係る表示指導

食品の栄養成分及び健康の保持増進に係る表示について、事業者等に対し相談及び指導を実施した。

相談：29、指導：1件

(3) 食生活改善推進員の育成

管内食生活改善推進委員会の活動を支援し、組織の育成を図った。

ア 役員会・会長会議等

会議名	場 所	回数
監査会	十和田合同庁舎 2階会議室	1回
管内市町村会長会議	十和田合同庁舎 2階会議室	2回

イ 総会・研修会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会を行わず、書面による総会を行った。

ウ 管内市町村食生活改善推進員数

(令和4年2月28日現在)

市町村名	会 員 数	市町村名	会 員 数
十和田市	161名	六戸町	23名
三沢市	81名	横浜町	25名
野辺地町	33名	東北町	58名
七戸町	23名	六ヶ所村	36名
		計	440名

(4) 市町村栄養改善業務支援事業

管内市町村管理栄養士のスキルアップを目的に会議と研修会を開催した。

	期 日	場 所	参加者数	内 容
1	令和3年 8月2日	上北地域県 民局地域農 林水産部(農 村整備庁舎) 1階会議室	11名	①事業説明 ・青森県の減塩対策について ・健康上十三21第2次改定版について ・食育推進計画について ・行政栄養士の人材育成について ②意見交換 市町村における栄養関係事業について ③情報提供
2	令和3年 9月8日	上十三保健 所 (オンライン 開催)	11名	講話及び演習 PDCAサイクルに基づく政策の推進に 向けて —保健関係データの処理と活用— 講師 公立大学法人 青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 助教 小山達也 氏
3	令和3年 11月2日	上十三保健 所 (オンライン 開催)	12名	①事例紹介 市町村における特定保健指導や高齢者の フレイル対策、糖尿病対策の取組 藤崎町福祉課 成田由美子 氏 南部町健康こども課 原聡美 氏 ②意見交換

(5) 青森のおいしい健康応援店認定事業

県民が外食等を利用する際に自分にあった適切なメニューを選択できるよう、肥満予防や食塩摂取量の減少、野菜摂取量の増加を踏まえた食事を提供している飲食店等を青森のおいしい健康応援店として認定しており、事業の周知と管内認定店の紹介のためチラシを作成した。

(6) 食育の推進

ア 普及啓発

昨年度から完全義務化となった食品の栄養成分表示により、エネルギーや食塩相当量の含有量が表示されるようになったことから、食品を摂取する際の参考とするよう、栄養成分表示の見方等普及啓発した。

イ 上北地域食育ネットワーク協議会連絡会議への出席

日時 令和3年12月16日(木) 10:30～12:00

会場 県十和田合同庁舎3階B会議室

出席者 上十三保健所 健康増進課 船渡めぐみ

4 精神保健福祉関係

(1) 入院通院医療事務関係

ア 精神障害者の市町村別・入院通院状況

(令和3年度)

医療区分 市町村名	入 院				通 院
	小 計	措 置 入 院	医療保 護入院	その他	
十和田市	男	87	0	87	1,383
	女	109	2	107	
	計	196	2	194	
三沢市	男	22	1	21	730
	女	47	1	46	
	計	69	2	67	
野辺地町	男	23		23	203
	女	16		16	
	計	39		39	
七戸町	男	21		21	241
	女	23		23	
	計	44		44	
六戸町	男	17		17	176
	女	15		15	
	計	32		32	
横浜町	男	5		5	69
	女	5		5	
	計	10		10	
東北町	男	21		21	317
	女	21		21	
	計	42		42	
六ヶ所村	男	11	1	10	146
	女	7	0	7	
	計	18	1	17	
管 外	男	3	1	2	0
	女	1	1	0	
	計	4	2	2	
合 計	男	210	3	207	3,265
	女	244	4	240	
	計	454	7	447	

イ 精神障害者申請等処理状況

(令和3年度)

申請等別			指定医に よる診察 件数	措置	非措置	非措置者の状況	
申請	通報	計				入院	非入院
0	19	19	9	7	2	1	1

ウ 管内精神病院入院状況

(令和4年3月末)

医療機関名	精神総病床数	年度末現在入院患者数			
		合計	任意	医保	措置
十和田市立中央病院	50	20	16	4	0
十和田済誠会病院	250	192	114	78	0
高松病院	239	234	21	213	
三沢聖心会病院	140	65	57	8	
計	679	511	208	303	0

エ 精神科救急医療システム利用状況 (利用者の住所別)

(令和3年度)

十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	管外	県外	計
24	11	1	1	6	2	12	2	4	1	64

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持状況

市町村別手帳所持者数

(令和4年3月末)

	手帳所持者総数	手帳所持者等級別内訳		
		1級	2級	3級
十和田市	813	165	452	196
三沢市	371	124	181	66
野辺地町	137	43	76	18
七戸町	157	37	91	29
六戸町	92	31	50	11
横浜町	43	14	20	9
東北町	184	46	106	32
六ヶ所村	82	29	41	12
計	1,879	489	1,017	373

(3) 精神保健福祉相談状況

開設状況：年4回 (第3水曜日)

※月1回開催予定であったが相談者なしのため、8回中止となった。

嘱託医：十和田市立中央病院メンタルヘルス科診療部長、高松病院副院長

ア 相談件数

(令和3年度)

	総件数	再 掲		
		定期	随時	電話
実数	95	7	14	33
延数	208	7	25	140

イ 目的別利用状況（延数）

（令和3年度）

相談内容	①受診・入院について	②通院・服薬について	③生活指導について	④経済的問題	⑤性格・行動上のこと	⑥患者への接し方について	⑦アルコールについて	⑧薬物について	⑨人間関係について	⑩施設入所について	⑪社会復帰について	⑫福祉サービスの利用について	⑬ひきこもり	⑭その他	計
定期					1	4						1		1	7
随時	4						1							18	25

ウ 市町村別件数（延人数）

（令和3年度）

	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	管外	計
定期	4	1		1					1	7
随時	21	3							1	25

（4） 訪問指導状況

（令和3年度）

事業区分	保健師（相談員含む）			その他の職員			合計		
	一般	社会復帰	計	一般	社会復帰	計	一般	社会復帰	計
実人数	13	4	17	0	0	0	13	4	17
延人数	34	5	39	0	0	0	34	5	39

（5） 普及啓発活動

ア 自殺予防

- ・心の健康づくりや高校における自殺予防教育を通して知識の普及・啓発を行った。
- ・高校における自殺予防教育の実施

実施日	対象学年・人数
令和3年7月13日	野辺地西高等学校 3年生 55名 " 2年生 63名
令和3年7月19日	野辺地西高等学校 1年生 79名
令和3年7月20日	六戸高等学校 2・3年生 106名
—	七戸高等学校 令和4年度に延期

- ・保健所ホームページへの掲載、保健所の玄関やベランダ、七戸庁舎や合同庁舎にのぼり旗設置。
自殺予防週間、自殺対策強化月間時に、保健所掲示板等を利用して普及啓発を実施

イ 青森多重債務被害等をなくす会（青森りんごの会）との協働事業
関係機関担当者会議 1回出席

ウ その他

会議、研修会等で相談窓口一覧、心の健康づくりに関するパンフレット等を配布

(6) 組織育成

精神障害者家族会、回復者クラブ、精神保健福祉ボランティアの支援を行った。

ア 精神障害者家族会の状況

	家族会	活動内容等	作業所等運営 (名称)
家族会	とわだ家族会（十和田市）	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・学習会 ・会員間の交流 ・作業所等の運営 ・当事者の会への協力 ・管内合同の学習・交流会の実施 	
	さつき家族会（三沢市）		
	山ざくらの会（六戸町）		
	つつじの会（東北町）		つつじ作業所
家族懇談会	野辺地町精神障害者家族懇談会		
	七戸町精神障害者家族懇談会 →平成26年度活動停止		
	横浜町精神障害者家族懇談会		

イ 精神障害者家族会の活動及び支援状況

名称	回数	内容
上十三地区 精神障害者 家族学習交流会	0	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のため中止。

ウ 回復者クラブの活動状況

名称	きざきのクラブ（三沢市）	ひまわりの会（横浜町）
会員数	4名	4名

エ 精神保健福祉ボランティアの活動状況

名称	会員数	活動内容
駒の会 (十和田市)	11名	<ul style="list-style-type: none"> ○自主的な活動を継続している。 ・定例会の実施 ・「サロンおあしす」の実施 ・心のひろば「ルピナス」へ参加 ※平成10年4月に看護ボランティアとして組織化。 平成15年4月から精神保健福祉ボランティアとして登録。

さつき友の会 (三沢市)	9名	○自主的な活動を継続している。 ・「サロンひだまり」の実施 ・きざきのクラブ(回復者クラブ)の活動協力 ・青森県精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動等 ※平成14年4月に組織化
-----------------	----	---

オ 民間団体

名 称	内 容
特定非営利活動法人 ワークハウスとわだ	十和田市や医療機関等関係機関と連携し、自主的な活動を行っている。

(7) 会議等及び研修

ア 精神保健福祉企画会議(所内)

期 日	開催内容	出席者
令和3年 5月28日	令和3年度精神保健福祉事業活動計画	保健総室長、次長、 健康増進課長、 健康増進課員
	令和3年度精神保健福祉事業活動評価 ※新型コロナウイルス感染症対応業務により開催なし	

イ 関係者連絡会議

会議名	期 日	開催内容	出席者
上十三地域生活支援 打合せ会	令和3年 12月6日	・地域移行支援ツール(パンフレット作成等)の検討	20名 病院精神保健福祉士 相談支援事業所 市町村職員
上十三地域精神科救 急医療システム連絡 調整委員会		新型コロナウイルス感染症拡大のため 開催取りやめ。	
上十三地域自殺対策 地域ネットワーク連 絡会	令和4年 2月3日	開催予定で通知していたが新型コロナウイルス感染症拡大のため中止。	

ウ 市町村の自殺対策協議会等への出席 10回

(新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のため、一部会議が中止・書面開催となった。)

十和田市5回、三沢市0回、野辺地町2回、七戸町1回、六戸町0回

東北町1回、六ヶ所村1回

県、保健所の自殺対策の取組み状況や自殺統計等について情報提供

エ ケース会議等

措置入院患者等が退院後も地域で治療を継続できるよう精神科医療機関でのケア会議
に出席、処遇困難事例についてケース会議を開催した。

会議名	場 所	回数	備 考
精神障害者 ケース検討会	医療機関	4回	・本人、家族、関係者が退院後の治療の継続や生活支援について検討 ・関係者が処遇困難ケースの支援について検討
	市町村	3回	
	その他	2回	

5 難病関係

(1) 新たな難病の医療費助成制度

原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病(指定難病)に対して、一定の認定基準を満たしている方を対象に、その治療に係る医療費の一部を助成し、医療費の負担軽減を図ることを目的とした制度である。

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療費等に関する法律(難病法)」が施行され、医療費助成の対象となる疾病(指定難病)が難病法施行前の56疾病から110疾病に拡大した。

さらに、平成27年7月からは306疾病、平成29年4月からは330疾病、平成30年4月からは331疾病、令和元年7月からは333疾病、令和3年11月からは338疾病に拡大した。

ア 特定医療受給者の状況(市町村別)

(令和4年3月末)

疾患番号	疾患名	市町村								
		管内計	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
	合計	1285	471	265	119	126	85	29	127	63
2	筋萎縮性側索硬化症	17	9	2	3	1			1	1
4	原発性側索硬化症	1	1							
5	進行性核上性麻痺	20	7	3	4	1	3		2	
6	パーキンソン病	166	63	27	12	22	4	5	25	8
7	大脳皮質基底核変性症	7	1	6						
8	ハンチントン病	2		1		1				
11	重症筋無力症	31	10	10	1	1	3	1	2	3
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	27	10	6	4	1	3	1	1	1
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	6	2		3	1				
17	多系統萎縮症	16	9	3			2	1	1	
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	180	96	24	8	28	6	1	16	1
19	ライソゾーム病	1			1					
21	ミトコンドリア病	3	1	2						
22	もやもや病	7	3	2	1				1	
23	プリオン病	1			1					
26	HTLV-1関連脊髄症	1						1		
28	全身性アミロイドーシス	4	1		1		1			1
34	神経線維腫症	1	1							
35	天疱瘡	2		1	1					
37	膿疱性乾癬(汎発型)	4	1	1	1				1	
40	高安動脈炎	6		1	1		2			2
41	巨細胞性動脈炎	2		1		1				
42	結節性多発動脈炎	2							1	1

疾患番号	疾患名	市町村								
		管内計	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
43	顕微鏡的多発血管炎	14	4	5			1	2	1	1
44	多発血管炎性肉芽腫症	1				1				
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	8	2	2	2			1	1	
46	悪性関節リウマチ	9	2	1	3	2	1			
47	バージャー病	4	1	2	1					
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	2							
49	全身性エリテマトーデス	65	23	16	5	4	7	3	3	4
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	20	4	3	2	3	2	1	3	2
51	全身性強皮症	15	3	3	3	3	1		1	1
52	混合性結合組織病	14	6	2	1		2		1	2
53	シェーグレン症候群	6	2	3			1			
54	成人スチル病	5	2	2			1			
55	再発性多発軟骨炎	3		2					1	
56	ベーチェット病	14	5	2	3		2		2	
57	特発性拡張型心筋症	8	5	1					1	1
58	肥大型心筋症	10	4	2		1	1			2
60	再生不良性貧血	12	6			3		1	1	1
61	自己免疫性溶血性貧血	1			1					
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1					1			
63	特発性血小板減少性紫斑病	19	10	2	1	1	2		2	1
65	原発性免疫不全症候群	1			1					
66	IgA腎症	14	4	6	1	2	1			
67	多発性嚢胞腎	14	8	4				1	1	
68	黄色靭帯骨化症	6	3		2				1	
69	後縦靭帯骨化症	41	16	7	2	4	5	1	3	3
70	広範脊柱管狭窄症	4	1	1						2
71	特発性大腿骨頭壊死症	23	3	6	1	8	1		3	1
72	下垂体性ADH分泌異常症	4	1	1	1			1		
74	下垂体性PRL分泌亢進症	6	2	2	1				1	
75	クッシング病	1	1							
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5	2		2		1			
78	下垂体前葉機能低下症	19	6	3	3	1	2	1	3	
84	サルコイドーシス	17	8	5	1		1		1	1
85	特発性間質性肺炎	17	2	3	3	2			3	4
86	肺動脈性肺高血圧症	7	2	1	3				1	
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	5	2				1		2	

疾患番号	疾患名	市町村								
		管内計	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
90	網膜色素変性症	13	5	2			1	1	3	1
93	原発性胆汁性胆管炎	12	4	3	1	2	1		1	
95	自己免疫性肝炎	7	1	3		2			1	
96	クローン病	74	21	17	7	12	6	3	4	4
97	潰瘍性大腸炎	159	54	33	16	10	15	3	23	5
98	好酸球性消化管疾患	1					1			
107	若年性特発性関節炎	2	2							
113	筋ジストロフィー	13	2	7	1				1	2
117	脊髄空洞症	2		2						
127	前頭側頭葉変性症	1		1						
145	ウェスト症候群	1		1						
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	1		1						
158	結節性硬化症	1		1						
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）	4		1	1	1				1
163	特発性後天性全身無汗症	1							1	
171	ウィルソン病	3	1	1					1	
209	完全大血管転位症	1							1	
215	ファロー四徴症	1							1	
218	アルポート症候群	1								1
220	急速進行性糸球体腎炎	1				1				
222	一次性ネフローゼ症候群	23	6	8	3	5			1	
224	紫斑病性腎炎	2		1	1					
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	2		1					1	
266	家族性地中海熱	1	1							
271	強直性脊椎炎	3	3							
276	軟骨無形成症	1			1					
283	後天性赤芽球癆	1		1						
300	IgG 4 関連疾患	5	3		1					1
304	若年発症型両側性感音難聴	2		2						
306	好酸球性副鼻腔炎	22	10	2	1	1	3		1	4
331	特発性多中心性キャスルマン病	2	1		1					

イ 特定医療受給者の状況（年齢別）

（令和4年3月末）

疾患番号	疾患名	年齢階層	合計	0	10	20	30	40	50	60	70
				～9歳	～19歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	～70歳以上
	合計		1285	3	3	76	86	156	189	228	544
2	筋萎縮性側索硬化症		17					1		7	9
4	原発性側索硬化症		1								1
5	進行性核上性麻痺		20							5	15
6	パーキンソン病		166				1	1	6	24	134
7	大脳皮質基底核変性症		7							1	6
8	ハンチントン病		2						1	1	
11	重症筋無力症		31			1	1	2	6	11	10
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎		27			2	4	8	6	5	2
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー		6					1	1	1	3
17	多系統萎縮症		16						4	2	10
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）		180				1	3	9	20	147
19	ライソゾーム病		1					1			
21	ミトコンドリア病		3			1	1				1
22	もやもや病		7		1	1	1	1	2	1	
23	プリオン病		1								1
26	H T L V - 1 関連脊髄症		1					1			
28	全身性アミロイドーシス		4						2		2
34	神経線維腫症		1						1		
35	天疱瘡		2						1		1
37	膿疱性乾癬（汎発型）		4			1			2		1
40	高安動脈炎		6				1	1		2	2
41	巨細胞性動脈炎		2								2
42	結節性多発動脈炎		2					1	1		
43	顕微鏡的多発血管炎		14					1	1		12
44	多発血管炎性肉芽腫症		1								1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		8						4		4
46	悪性関節リウマチ		9						3	3	3
47	バージャー病		4				1		1	1	1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群		2				1			1	
49	全身性エリテマトーデス		65			4	9	18	10	12	12
50	皮膚筋炎／多発性筋炎		20			2		3	2	8	5
51	全身性強皮症		15					1	4	3	7
52	混合性結合組織病		14			1		2	5	3	3
53	シェーグレン症候群		6					2	1	1	2

疾患番号	疾患名	年齢階層 合計	0	10	20	30	40	50	60	70
			～ 9 歳	～ 19 歳	～ 29 歳	～ 39 歳	～ 49 歳	～ 59 歳	～ 69 歳	歳 以上
54	成人スチル病	5							3	2
55	再発性多発軟骨炎	3					1		1	1
56	ベーチェット病	14			1	1	4	1	5	2
57	特発性拡張型心筋症	8			1		2	2	1	2
58	肥大型心筋症	10			2			4	2	2
60	再生不良性貧血	12				1	2		5	4
61	自己免疫性溶血性貧血	1								1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1								1
63	特発性血小板減少性紫斑病	19				2	1	2	3	11
65	原発性免疫不全症候群	1						1		
66	IgA腎症	14				2	4	4	3	1
67	多発性嚢胞腎	14				1	3	5	3	2
68	黄色靱帯骨化症	6						1		5
69	後縦靱帯骨化症	41			1		4	3	7	26
70	広範脊柱管狭窄症	4					2			2
71	特発性大腿骨頭壊死症	23			1		1	4	11	6
72	下垂体性ADH分泌異常症	4				3	1			
74	下垂体性PRL分泌亢進症	6				2	3	1		
75	クッシング病	1				1				
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5					1		3	1
78	下垂体前葉機能低下症	19		1	3	2		3	4	6
84	サルコイドーシス	17				3	2	5	5	2
85	特発性間質性肺炎	17						1	6	10
86	肺動脈性肺高血圧症	7				1		3		3
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	5					1	1	1	2
90	網膜色素変性症	13					1	1	4	7
93	原発性胆汁性胆管炎	12					2	3	2	5
95	自己免疫性肝炎	7			1		1		1	4
96	クローン病	74			25	14	19	9	5	2
97	潰瘍性大腸炎	159			16	21	30	41	27	24
98	好酸球性消化管疾患	1						1		
107	若年性特発性関節炎	2				2				
113	筋ジストロフィー	13			1	2	6	3	1	
117	脊髄空洞症	2				1	1			
127	前頭側頭葉変性症	1								1
145	ウエスト症候群	1			1					

疾患番号	疾患名	年齢階層	合計	0	10	20	30	40	50	60	70
				～ 9 歳	～ 19 歳	～ 29 歳	～ 39 歳	～ 49 歳	～ 59 歳	～ 69 歳	～ 70 歳 以上
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症		1	1							
158	結節性硬化症		1			1					
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）		4			1		1	1		1
163	特発性後天性全身性無汗症		1		1						
171	ウィルソン病		3					2	1		
209	完全大血管転位症		1			1					
215	ファロー四徴症		1			1					
218	アルポート症候群		1			1					
220	急速進行性糸球体腎炎		1								1
222	一次性ネフローゼ症候群		23			4	3	4	7	2	3
224	紫斑病性腎炎		2					1		1	
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）		2							1	1
266	家族性地中海熱		1				1				
271	強直性脊椎炎		3			1				2	
276	軟骨無形成症		1							1	
283	後天性赤芽球癆		1								1
300	IgG 4 関連疾患		5					1	1		3
304	若年発症型両側性感音難聴		2	2							
306	好酸球性副鼻腔炎		22				2	6	7	5	2
331	特発性多中心性キャスルマン病		2					1		1	

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

目的：難病患者やその家族の抱える医療及び日常生活上の不安や悩みに対し、専門医等による指導・助言などを行う医療相談を実施し、また、医療相談に参加できない要支援難病患者やその家族に対しては、保健師や看護師等の相談員による訪問相談を実施することにより、在宅医療の推進を図ることを目的とする。

ア 医療相談等

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催を見合わせた。

イ 訪問相談（難病患者等訪問相談員による訪問相談）

疾患群	疾患名	実件数	延件数
神経・筋疾患	5 進行性核上性麻痺	2	2
	6 パーキンソン病	3	3
	7 大脳皮質基底核変性症	1	1
	17 多系統萎縮症	2	3
	18 脊髄小脳変性症	4	5
合 計		12	14

ウ 上十三地域難病対策連絡会議

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催を見合わせた。

(3) 保健師による訪問指導

(令和4年3月末現在)

疾患群	疾患名	実件数	延件数
神経・筋疾患	1 筋萎縮性側索硬化症	9	19
	5 進行性核上性麻痺	7	8
	6 パーキンソン病	17	28
	7 大脳皮質基底核変性症	2	3
	11 重症筋無力症	1	1
	13 多発性硬化症/視神経脊髄炎	1	1
	17 多系統萎縮症	6	7
	18 脊髄小脳変性症	10	15
骨・関節系疾患	113 筋ジストロフィー	2	2
	69 後縦靭帯骨化症	1	1
呼吸器系疾患	276 軟骨無形成症	1	1
	85 特発性間質性肺炎	1	1
消化器疾患	93 原発性胆汁性胆管炎	1	1
	96 クロウン病	1	1

免疫系疾患	43 顕微鏡的多発血管炎	1	1
	46 悪性関節リウマチ	1	2
	50 皮膚筋炎/多発性筋炎	1	1
合 計		6 3	9 3

(4) 重症難病患者在宅療養支援事業

ア 目 的

人工呼吸器を装着して在宅療養を行っている重症難病患者の介護を行う者が、疾病、冠婚葬祭や休息等の理由により当該患者を在宅において介護することができない場合に、円滑に適切な医療機関に一時入院できるよう体制整備するとともに、やむを得ない事情により一時入院が困難な患者に対しては看護人を派遣することにより、患者の安定した在宅療養の確保と患者及びその家族の生活の質の向上を図ることを目的とする。

イ 利用回数

一時入院の期間は同一年度で患者一人あたり14日を限度とする。

看護人の派遣の期間は、患者一人当たり月7時間以内とし、利用回数は月2回まで分割することができる。

ウ 登録者 5名

(5) 健康相談状況

面接及び電話による随時健康相談を実施している。また、新規及び継続の医療受給者証交付申請や変更等の手続きや受給者証交付時に、個別面接相談及び電話による相談等にも対応している。

(令和4年3月末)

健康相談延件数	個別面接相談	電話相談
149件	105件	44件

(6) 患者会の育成・自主活動支援

特定疾患患者会「みさわ・もみじの会」は、会員の高齢化と新規加入者がいないことにより平成30年3月末で解散。

(7) 関係機関との連携

・ケースカンファレンス：5回（筋萎縮性側索硬化症：在宅療養に向けて、関係者との情報共有、圏域在宅医療の課題について等、パーキンソン病：ケースの情報共有、服薬方法

等について)

- ・関係機関連絡：医療機関ソーシャルワーカー、居宅介護支援事業所職員、市町村保健師等と個別ケースの連絡等、必要時関係機関と情報共有して支援した。

(8) 災害基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」作成のための難病の特定医療受給者に関する個人情報の提供等について

依頼のあった5町村（七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村）に提供した。

6 石綿（アスベスト）に関すること

（１）普及啓発

環境再生保全機構により送付されたポスター、リーフレットを保健所内に掲示し、住民に対しての周知を行った。

（２）相談・健康被害救済申請受付

石綿（アスベスト）関連事業場周辺にいた住民の健康不安に対応するため、健康に関する問題について相談を受け、石綿による健康被害を受けた方が生活・療養等の補償が受けられるように、被害救済給付申請に係る情報提供を行った。

《相談受付実施状況》

- ・ 健康相談 3件
- ・ 給付申請 0件

7 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進関係

人口の高齢化、疾病構造の変化、ノーマライゼーションの意識の高まり等に伴い、住民のニーズが保健、医療、福祉を通じた総合的なものとなる中で、県民だれもが、生涯にわたり住み慣れた地域で、健康で安心した生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉サービスが利用者本位の視点で、総合的・一体的に提供されることが望まれる。

その実現のために、住民に最も身近な市町村単位で保健、医療、福祉包括ケアシステムを構築することが必要であり、管内市町村における包括ケアシステムの推進・充実に向けた取り組みに関して支援を行っている。

(1) 上十三地域橋渡し連携・パスネットワーク委員会

本委員会は、上十三地域の保健、医療、介護を必要とする状態の方が、住み慣れた地域で、最後まで自分らしい人生を送るために適切なケアやサービスが受けられるよう、退院調整や情報提供を行い、また、地域で療養されている方が医療機関に入院する場合にもスムーズに移行できるように、関係機関（医療機関と介護サービス事業者、行政など）の地域連携担当者が連携を推進し、調整を行うことを目的としている。平成25年度から十和田市立中央病院が事務局となり、委員会を開催し、当総室は委員として参加している。

ア 委員 19名

委員の所属は、十和田市立中央病院、十和田第一病院、公立野辺地病院、公立七戸病院、高松病院、居宅介護支援事業所えがお、十和田市高齢介護課、十和田市健康増進課、七戸町地域包括支援センター、上十三保健所、三沢市立三沢病院、六戸町国民健康保険診療所、メディカルコート八戸西病院、六戸町地域包括支援センター、東北町地域包括支援センター、十和田市東地域包括支援センター、十和田市北地域包括支援センター、十和田市西南地域包括支援センター

イ 会議出席状況

期 日	場 所	内 容
令和3年7月16日	十和田市立中央病院 本館3階本会議室	・入院まるごとセンターについて ・在宅医療・介護連携推進事業について ・附属とわだ診療所について ・情報交換

(2) 介護予防事業及び市町村支援

延べ14回（十和田市3回、三沢市2回、野辺地町1回、六戸町2回、東北町6回）、各市町村の地域ケア会議に委員として出席し支援した。

※認知症地域連携体制推進事業（認知症地域支援検討会議）については、認知症疾患医療センター事業と重複することから、令和2年度で事業終了となった。

(3) 上十三圏域在宅医療・介護連携推進事業

入院している要介護（要支援）状態の方が医療機関を退院する際に、医療機関とケアマネジャーとの間で着実な引継を行うために、医療機関、居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャー、市町村（地域包括支援センター）が協議を重ね、平成29年3月に退院調整のためのルールを策定し、それ以降モニタリングを実施している。

会議名	期 日	場 所	内 容	出席者
市町村担当者等会議	令和3年 12月20日	オンライン (ZOOM)	1 報告 ・令和2年度上十三圏域における退院調整ルールモニタリング調査結果及び今年度の上十三保健所における在宅医療・介護連携推進事業の進め方について 2 情報提供 ・「青森県における在宅医療・介護連携推進事業について」 高齢福祉保険課 主幹 古川美葉子氏 3 情報交換 ・在宅医療・介護連携推進事業の実施状況 ・認知症情報連携ツールの配布・活用状況について	管内市町村、 高齢福祉保険課 等 計22名

8 人材育成

(1) 新任保健師研修

「青森県保健師活動指針」に基づき、行政に働く保健師の役割を意識付けするとともに、地域保健活動を展開するための基本的な意識及び技術を習得することを目的として、管内市町村及び上十三保健所に在籍するキャリアレベル A-1 から A-2 までの保健師を対象に研修を実施した。(キャリアレベルは、青森県保健師活動指針(2019年3月改訂)43ページに記載の「青森県保健師の標準的なキャリアラダー(専門能力)」に基づくものである。)

ア 対象者

1年目保健師：十和田市2名、六戸町1名、東北町1名、六ヶ所村1名
保健所2名

2～4年目保健師：三沢市6名、六戸町1名、東北町1名、六ヶ所村2名、
保健所1名

イ 実施状況

回数	期 日	内 容	参加者数
1	令和3年 8月5日	<ul style="list-style-type: none">・講義1 「保健所の概要と市町村との関わりについて」・講義2 「福祉事務所と児童相談所の業務について」・講義3 「新任保健師に求められる地域保健活動での保健師の役割」・意見交換 「地域診断を実践活動と繋げて考えていくために」・情報交換 「保健師として働いての感想」	7名

(2) 保健所保健師の育成支援

保健師の個々の能力に応じた人材育成を推進することを目的に、青森県保健師活動指針(改訂)及び「人材育成支援ツール」に基づき、キャリアレベルの到達状況等を確認し、人材育成を図った。

(3) 新任等保健師育成支援

保健所及び市町村の若手の保健師が行う保健活動について、行政機関で保健活動を経験したことがある退職保健師がトレーナー保健師として直接支援し、「地域全体を見る能力」「地域に暮らす人々や資源をつなぐ能力」「地域を動かす能力」等、保健師が有する専門能力の向上を図ることにより、地域保健活動を活性化することを目的として実施した。

実施市町村（青森県新任等保健師育成支援事業）

市町村名	対象	トレーナー保健師	実施日数 (評価会等含む)
十和田市	1年目 2名	泉館 三枝氏	16日
		大水 美保氏	15日
東北町	1年目 1名	北山 つね子氏	15日
六ヶ所村	1年目 1名	澤谷 幸子	15日
保健所	1年目 2名	瀬川 節子	25日

(4) 保健師連絡会議

管内保健師の資質の向上と保健師間の情報の共有を図り、連携を強化して管内の保健活動を推進することを目的に開催した。

回数	期 日	内 容	参加者数
1	令和3年 8月23日	①情報交換「新型コロナウイルスワクチンの各市町村の接種状況について」 ②情報交換・情報提供 「災害時保健活動について」	市町村 19名 保健所 2名
2	令和3年 10月25日	①情報提供・情報交換 「新型コロナウイルス感染症に関連した対応について」 ②情報交換 「災害時要支援者名簿について」 ③資料提供 「一般介護予防事業評価事業における指標の設定状況と評価方法について」	市町村 30名 保健所 5名
3	令和4年 1月19日	1 情報提供 ①「高齢者保健事業・介護予防の一体的実施について」 ②「糖尿病性腎症重症化予防について」 2 意見交換 「糖尿病性腎症重症化予防対策の効果的な実施に向けて」	市町村 26名 県 2名 保健所 3名

(5) 管理栄養士学生実習

新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。

福祉こども総室
＜上北地方福祉事務所＞

1 生活保護

(1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成21年度～平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになった。平成27年度は微減となったが、平成28年度～平成29年度にかけては微増、平成29年度以降は、概ね微減傾向である。

令和2年度～令和3年度の町村別の被保護世帯数は、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町が減少し、七戸町、六ヶ所村では増加している。

① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

*指数は、平成29年度を100とした場合の数値である。

年度	区分	世帯数	指数	対前年度比
平成29年度		1,125	100.0	
平成30年度		1,106	98.3	98.3
令和元年度		1,116	99.2	100.9
令和2年度		1,096	97.4	98.2
令和3年度		1,086	96.5	99.0

② 町村別被保護世帯数（令和3年度 単位：世帯数）

町村名	区分	世帯数	対前年度比
野辺地町		230	97.4
七戸町		201	100.2
六戸町		91	91.9
横浜町		96	96.9
東北町		333	98.5
六ヶ所村		135	106.2
計		1,086	99.0

ア 令和3年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢者世帯の構成比は平成29年度の64.3%から69.3%と5.0ポイントの増加、その他世帯は平成29年度の11.3%から8.1%と3.2ポイント減少している。

また、母子世帯は平成29年度の2.5%から1.4%と1.1ポイントの減少、傷病・障害世帯は平成29年度の22.0%から21.0%と1.0ポイント減少している。

世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
平成29年度		643	81	724	26	184	64	248	74	54	128
平成30年度		644	84	728	23	183	58	241	59	55	114
令和元年度		663	87	750	21	188	56	244	47	54	101
令和2年度		666	83	749	21	176	57	233	42	51	93
令和3年度		666	87	753	16	176	53	229	42	46	88
内 訳	野辺地町	140	15	155	3	40	10	50	15	8	23
	七戸町	116	17	133	4	32	12	44	8	12	20
	六戸町	63	7	70	2	11	3	14	3	2	5
	横浜町	56	6	62	1	16	6	22	3	8	11
	東北町	219	26	245	5	49	15	64	8	12	20
	六ヶ所村	72	16	88	1	29	7	36	5	4	9

イ 令和3年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は8.1%で、平成29年度の9.6%に比べ減少している。

① 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		働いている者がいる世帯					世帯員働	無稼働
		世帯主が働いている						
		常用	日雇	内職	その他	計		
平成29年度		52	0	4	19	75	33	1,017
平成30年度		50	0	4	18	72	33	1,000
令和元年度		53	0	4	16	73	33	1,010
令和2年度		50	2	3	14	69	29	998
令和3年度		40	2	4	14	60	27	999
内 訳	野辺地町	15	0	1	6	22	6	202
	七戸町	5	2	1	2	10	7	184
	六戸町	8	0	2	3	13	1	77
	横浜町	2	0	0	1	3	1	92
	東北町	9	0	0	2	11	8	315
	六ヶ所村	2	1	0	0	3	3	130

(2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成24年度～平成25年度は増加傾向にあったが、平成26年度からは微減となり、平成27年度～平成29年度は横ばい、平成30年度以降は減少傾向が続いている。

令和2年度～令和3年度を町村別に見ると、七戸町、六ヶ所村が増加し、他の町村は減少している。

① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

区分 年度	人員数	対前年度比
平成29年度	1,431	
平成30年度	1,407	98.3
令和元年度	1,401	99.5
令和2年度	1,366	97.5
令和3年度	1,342	98.2

② 町村別月平均被保護人員（令和3年度 単位：人）

区分 町村名	人員数	対前年度比
野辺地町	275	95.8
七戸町	260	101.5
六戸町	106	92.1
横浜町	127	95.4
東北町	404	98.7
六ヶ所村	171	102.3
計	1,343	98.3

(3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成21年度から平成22年度までは増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は微増傾向となっていたが、平成29年度以降は減少傾向である。

令和2年度～令和3年度を町村別に見ると、七戸町、東北町、六ヶ所村が増加し、他の町村は減少している。

① 町村別保護率（単位：‰ 人口千人対）

年度 町村名	29	30	1	2	3
野辺地町	23.6	22.9	23.0	23.0	22.4
七戸町	17.5	17.6	18.3	17.8	18.1
六戸町	12.0	11.6	11.1	10.9	10.1
横浜町	30.2	30.8	30.7	31.7	30.3
東北町	25.0	24.9	25.2	24.5	24.8
六ヶ所村	14.8	15.5	15.7	16.3	16.5
管内	20.1	20.0	20.1	19.9	19.8
県	23.3	23.4	23.4	23.4	23.1
国	16.7	16.6	16.6	16.3	16.2

(4) 保護の申請・開始・廃止の状況

平成29年度以降の保護の申請件数は120～170件台、保護の開始件数は90～120件台で推移している。令和元年度を境に、増加傾向から減少傾向に転じている。

① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

区分 年度	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成29年度	121	93	19	14	87
平成30年度	161	111	36	12	120
令和元年度	170	128	33	11	127
令和2年度	162	126	32	4	149
令和3年度	151	105	39	10	115

(5) 保護費の状況

令和3年度における保護費の支出総額は、約20億1,000万円であり令和2年度の約20億1,300万円に比べ約0.15%減少している。

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	生業扶助	葬祭扶助	就労自立 給付金	進学準備 給付金	施設事務費	計
野辺地町	116,143,451	43,791,175	702,960	17,500	2,379,572	229,814	578,6109	332,694	100,000	11,975,973	176,256,713
七戸町	105,447,617	30,292,699	518,108		2,585,8588	516,233	365,124	105,207		8,184,138	148,014,984
六戸町	45,503,542	13,974,088		17,930	1,001,846		213,533			10,457,680	71,168,629
横浜町	50,076,888	12,926,674	220,412	5,200	947,019	457,025	434,887			14,980,261	80,048,366
東北町	193,054,476	67,644,986	799,552	609,330	4,237,170	1,850,585	978,405	107,337	300,000	8,758,533	278,340,374
六ヶ所村	84,578,114	14,425,112	427,604	6,138	2,495,109	312,809	900,410	900,410		8,351,207	111,496,503
小 計	594,809,088	183,054,744	2,668,636	666,088	13,646,574	3,366,466	3,470,969	545,238	400,000	62,707,756	866,325,569
私募基金 支払分					1,045,365,353						1,045,365,353
国保連 支払分				98,760,299							98,760,299
合 計	594,809,088	183,054,744	2,668,636	99,416,397	1,059,011,927	3,366,466	3,470,969	545,238	400,000	62,707,756	2,009,451,221

(単位：円)

2 児童福祉

(1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

3 母子（父子・寡婦）福祉

(1) 母子（父子・寡婦）相談

母子及び父子世帯並びに寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成29年度から令和3年度までの相談件数は、下表のとおりである。なお、平成26年度から従来の母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

母子（父子・寡婦）福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

		年度	29	30	元	2	3
生活一般	住 宅		3	5	5	1	3
	医 療 ・ 健 康		8	23	17	0	2
	家 庭 紛 争		4	4	2	1	0
	就 労		62	39	53	53	21
	結 婚		0	0	0	0	0
	養 育 費		2	1	3	3	0
	借 金		6	9	4	4	1
	そ の 他		12	8	6	6	2
	小 計		97	89	90	23	29
児 童	養 育		7	7	88	23	3
	教 育		5	10	6	0	13
	非 行		0	1	1	0	0
	就 職		2	5	3	2	3
	そ の 他		4	9	8	0	0
	小 計		18	32	106	25	19
経 済 活 支 援 援 護	母子・父子福祉資金		1,027	1,053	767	770	499
	寡 婦 福 祉 資 金		112	24	17	6	20
	公 的 年 金		0	0	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当		3	2	3	0	1
	生 活 保 護		0	3	3	0	0
	税		1	5	1	0	1
	そ の 他		15	15	16	3	4
	小 計		1,158	1,102	807	1,102	525
そ の 他	売 店 設 置 (25 条)		0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売 (26 条)		0	0	0	0	0
	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅 (27 条)		0	0	0	0	0
	母 子 福 祉 施 設 の 利 用		0	0	0	0	0
	母 子 生 活 支 援 施 設 (38 条)		0	0	1	0	0
	小 計		0	0	1	0	0
	合 計		1,273	1,223	1,004	827	573

(十和田市及び三沢市を含む)

(2) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付状況

令和3年度の母子（父子）福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付状況は、下表のとおりである。なお、平成26年度から父子家庭についても貸付の対象となった。

	母子福祉資金貸付状況						父子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	2	1,343,000	15	9,797,700	17	11,140,700	0	0	2	990,000	2	990,000	0	0	0	0	0	0
高校（一般）分	1	275,000	2	678,000	3	953,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修（一般）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学（一般）分	0	0	1	405,000	1	405,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校（特別）分	0	0	1	630,000	1	630,000	0	0	2	990,000	2	990,000	0	0	0	0	0	0
専修（特別）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学（特別）分	1	1,068,000	11	8,084,700	12	9,152,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	2	2,007,000	0	0	2	2,007,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	2	468,000	0	0	2	468,000	2	982,000	0	0	2	982,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立高校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立高校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修分	1	372,000	0	0	1	372,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立大学分	1	96,000	0	0	1	96,000	2	982,000	0	0	2	982,000	0	0	0	0	0	0
修業施設分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	3,818,000	15	9,797,700	21	13,615,700	2	982,000	2	990,000	4	1,972,000	0	0	0	0	0	0

(3) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還状況

令和3年度の母子（父子・寡婦）福祉資金の償還状況は、下表のとおりである。参考までに表の下段に県合計額を記載した。

母子福祉資金の償還率は、63.9%で令和2年度の64.9%より1.0ポイント減少した。また、収入未済額は、令和2年度の23,707,474円に比べ2,087,854円増加した。寡婦福祉資金の償還率は、99.4%で令和2年度の99.0%よりも0.4ポイント改善した。また、収入未済額は、令和2年度の10,690円に比べ6,100円改善した。当総室の父子福祉資金利用者の償還は平成29年度から始まり、償還率は100%である。

収入未済の解消については、定期的に収納未済対策会議を開催の上、償還指導を行っている。

種別		調定年度	現年度				過年度				計			
			調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元金		45,953,378	42,922,900	3,030,478	93.4%	25,437,444	2,673,351	22,764,093	10.5%	71,390,822	45,596,251	25,794,571	63.9%
	利子		1,425	949	476	66.6%	1,782	1,501	281	-	3,207	2,450	757	76.4%
	計		45,954,803	42,923,849	3,030,954	93.4%	25,439,226	2,674,852	22,764,374	10.5%	71,394,029	45,598,701	25,795,328	63.9%
	(県合計)		227,181,877	208,697,050	18,484,827	91.9%	254,391,064	19,512,299	234,878,765	7.7%	481,572,941	228,209,349	253,363,592	47.4%
種別		調定年度	現年度				過年度				計			
			調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
父子福祉資金	元金		304,243	304,243	0	100.0%	0	0	0	-	304,243	304,243	0	100.0%
	利子		0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計		304,243	304,243	0	100.0%	0	0	0	-	304,243	304,243	0	100.0%
	(県合計)		1,670,974	1,581,769	89,205	94.7%	94,839	0	94,839	0.0%	1,765,813	1,581,769	184,044	89.6%
種別		調定年度	現年度				過年度				計			
			調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
寡婦福祉資金	元金		787,620	787,620	0	100.0%	10,690	6,100	4,590	57.1%	798,310	793,720	4,590	99.4%
	利子		0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計		787,620	787,620	0	100.0%	10,690	6,100	4,590	57.1%	798,310	793,720	4,590	99.4%
	(県合計)		3,529,092	3,431,241	97,851	97.2%	4,861,074	216,434	4,644,640	4.5%	8,390,166	3,647,675	4,742,491	43.5%

4 女性相談及び配偶者からの暴力相談関係

当福祉こども総室では、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、様々な問題を抱える女性の相談に応じている。

また、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成26年1月から「配偶者からの暴力の防止及び保護等に関する法律」に改められる)が施行されたことに伴い、平成14年4月から当福祉こども総室も「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、配偶者からの暴力被害者の相談に応じ、被害者に対し、情報提供、助言、支援等を行っている。

相談、支援等については、福祉調整課職員と婦人相談員1名が対応している。

令和3年度の女性相談の相談者数は11人で、延件数は26件となっている。

また、配偶者からの暴力に関する相談については、相談者数は12人、延件数は28件で、女性10人、男性1人となっている。

また、ストーカー被害者に関する相談については、0件となっている。

(1) 女性相談受付状況

①相談件数

年度		来所による相談			巡回相談 出張相談 による相談	電話相談		メール	その他	合計
			(再掲)			夜間相談 (17時以降 の電話相談)				
			来所 指示等	の外国 人から 相談						
29	実人員(人)	8			2	10			20	
	相談延べ件数 (件)	15			2	16			33	
30	実人員(人)	2				8			10	
	相談延べ件数 (件)	4				17			21	
R元	実人員(人)	6	1			3			9	
	相談延べ件数 (件)	22	1			5			27	
2	実人員(人)	5				7			12	
	相談延べ件数 (件)	16				9			25	
3	実人員(人)	7	1		1	3			11	
	相談延べ件数 (件)	10	3		5	11			26	

②相談経路（実人員）

年 度	区 分	計	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 機 関	労 働 機 関	民 間 シ ェ ル タ ー	知 人 縁 故 関 係	そ の 他
29	来所・巡回等	10	7				1		2							
	電 話	10	9						1							
	計	20	16				1		3							
30	来所・巡回等	2	2													
	電 話	8	8													
	計	10	10													
R元	来所・巡回等	6	3	1				1							1	
	電 話	3	3													
	計	9	6	1				1							1	
2	来所・巡回等	5	3					1	1							
	電 話	7	5						2							
	計	12	8					1	3							
3	来所・巡回等	8	1				1		5							
	電 話	3	2						1							
	計	11	3				1		6							

③主 訴（実人員）

平成 22 年度から、人間関係の内容に「交際相手」が設けられ、更に、平成 24 年度より「男女問題」に含まれていた「ストーカー被害」について、「男女問題」とは別に計上している。

年 度	計	人 間 関 係														経 済 問 題			医 療 関 係			住 居 問 題	帰 住 先 な し	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	※ 5 条 違 反											
		夫 等		子 ども		親 族		交 際 相 手		そ の 他 の 者 か ら の 暴 力	男 女 問 題	ス ト ー カ ー 被 害	家 庭 不 和	そ の 他	生 活 困 窮	サ ラ 金 ・ 借 金	求 職	そ の 他	病 気	精 神 的 問 題	妊 娠 出 産							そ の 他										
		夫 等 の 暴 力	薬 物 中 毒 ・ 酒 乱 問 題	離 婚 の 他	子 ど も か ら の 暴 力	養 育 困 難	そ の 他	親 の 暴 力	そ の 他 の 親 族 の 暴 力																				交 際 相 手 か ら の 暴 力	同 性 の 交 際 相 手 か ら の 暴 力	そ の 他							
29	20	4	8	2			1	1		1							1																					
30	10	1	1		1			1	1			2																										
R元	9	4	1							1																												
2	12	8	2															1																				
3	11	7	2	1																																		

※売春防止法 5 条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6 月以下の懲役又は 1 万円(2 万円)以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方になるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方になるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

④相談処理状況（実人員）

年度	区分	婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	移 送 婦人相談所・婦人相談員へ	移 送 他府県の婦人相談所へ	移 送 その他の関係機関・施設へ	助言・指導のみ	その他	合計
年度	29									20		20
	30									9	1	10
	R元						1			6	2	9
	2						1			7	4	12
	3									6	5	11

(2) 配偶者からの暴力に関する相談

①相談件数

平成26年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成26年1月から、新たに「生活の本拠を共にする(した)」の項目が追加された。(延べ件数)

年度	来所	合計		合計	加害者との関係						
		女性	男性		配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)		
					届出有	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手	
29	来所	8	8	8	8						
	電話	12	12	12	10			1	1		
	その他	1	1	1	1						
	合計	21	21	21	19			1	1		
30	来所	1	1	1						1	
	電話	7	7	7	1					6	
	その他										
	合計	8	8	8	1					7	
R元	来所	4	4	4	2	1					1
	電話	7	7	7	4	2					1
	その他										
	合計	11	11	11	6	3					2
2	来所	9	9	9	7						2
	電話	12	12	12	12						
	その他										
	合計	21	21	21	19						2
3	来所	10	10	10	7	2					1
	電話	13	11	2	13	10	2				1
	その他	5	5		5	5					
	合計	28	26	2	28	22	4				2

②保護命令に係る裁判所への書面提出件数

年 度	合 計	女 性	男 性
29	0	0	0
30	0	0	0
R 元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0

③第6条による通報を受けた件数

年 度	合 計	女 性	男 性
29	0	0	0
30	0	0	0
R 元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

④交際相手からの暴力に関する件数

年 度				通 報
	合 計	女 性	男 性	
29	0	0	0	0
30	0	0	0	0
R 元	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0

※「女性」「男性」欄は、「① 相談件数」に該当しない交際相手からの暴力に関する相談件数を計上。

※「通報」の欄は、③の第6条による通報を受けた件数に該当しない通報件数を計上。

(3) ストーカー行為等に関する相談

①相談件数 (延べ人数)

合 計		
	女性	男性
0	0	0

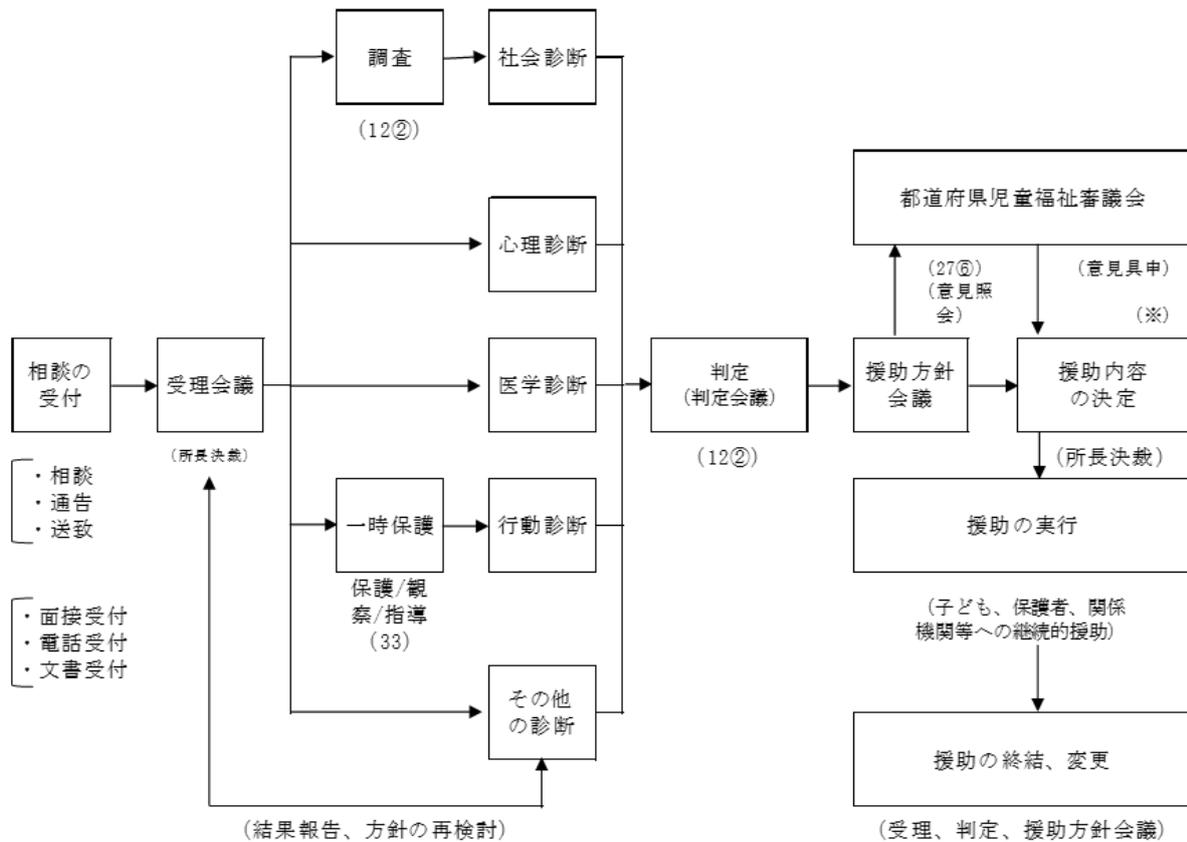
福祉こども総室
＜七戸児童相談所＞

1 相 談 業 務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに分類する。
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児に関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談
	発 達 障 害 相 談	自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害の児童に関する相談
非行相談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のごく犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		里親希望に関する相談、夫婦関係等についての相談等、上記のいずれにも該当しない相談

(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



※

援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ウ 他機関あつせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)	イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
カ 障害者相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 後見人選任の請求 (33の8)
キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人解任の請求 (33の9)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の状況

令和3年度に七戸児童相談所が受け付けた相談の総件数は、504件で前年度に比べ35件増加した。

相談種別では、「養護相談」が248件（49.2%）と最も多く、「障害相談」が218件（43.3%）、「育成相談」が25件（5.0%）、「非行相談」が9件（1.8%）となっている。

表1 年度別・相談種類別児童受付数

	養護		保健	障 害						非行		育 成				その他	計
	児童虐待	その他	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	
元年度	168	55	0	7	0	0	2	209	0	12	1	18	1	4	0	28	505
2年度	201	54	0	8	0	0	5	156	3	8	1	17	1	11	0	4	469
3年度	192	56	0	10	0	0	4	203	1	8	1	15	0	10	0	4	504

表2 令和3年度市町村別・相談種類別児童受付数

相談種別	市町村名			上北郡（おいらせ町除く）								管外	不明	合計
	十和田市	三沢市	計	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	計				
養護（児童虐待）	46	65	111	5	5	21	3	18	25	77	4	0	192	
養護（その他）	21	6	27	4	6	1	0	3	6	20	9	0	56	
保 健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
肢体不自由	1	4	5	0	0	1	2	2	0	5	0	0	10	
視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重症心身障害	0	1	1	1	0	2	0	0	0	3	0	0	4	
知的障害	51	59	110	15	18	13	5	21	15	87	6	0	203	
発達障害	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
ぐ犯行為等	2	3	5	0	0	1	0	1	0	2	1	0	8	
触法行為等	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
性格行動	4	4	8	0	1	1	0	0	1	3	4	0	15	
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
適性	2	2	4	2	3	0	1	0	0	6	0	0	10	
しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	2	2	0	1	0	0	0	0	1	1	0	4	
計	128	147	275	27	34	40	11	45	47	204	25	0	504	

※市町村名が不明は、電話相談で居住地を明かさなかった場合である。

相談の経路別の受付状況は、表3のとおりである。相談経路の主なものは、「家族・親戚」からの相談が190件（37.7%）で一番多く、次いで「警察関係」からの相談が91件（18.1%）、「市町村」からの相談（福祉事務所および保健センター含む）が71件（14.1%）、「都道府県」からの相談が46件（9.1%）、「児童福祉施設、保育所」からの相談が38件（7.5%）、「学校・幼稚園」からの相談が16件（3.2%）となっている。

表3 令和3年度経路別相談受付数

	都道府県	市町村	児童委員	児童福祉施設・保育所	認定こども園	警察関係	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校・幼稚園	教育委員会等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	巡回相談で受けたもの(再掲)	電話相談(再掲)	計
件数	46	71	0	38	3	91	3	1	9	16	1	9	190	13	9	4	0	0	504
(%)	9.1	14.1	0	7.5	0.6	18.1	0.6	0.2	1.8	3.2	0.2	1.8	37.7	2.6	1.8	0.8			

令和3年度中に措置・処理した件数は484件である。「助言指導」の処理をしたものが355件（73.3%）、「その他」が43件（8.9%）、「障害児施設利用契約」が31件（6.4%）、「児童福祉施設入所」が16件（3.3%）となっている。

表4 令和3年度相談処理数

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	指定医療機関委託	里親	法27-1-4による家庭裁判所送致	障害児施設利用契約	その他	計
件数	355	4	0	14	0	0	2	5	9	0	16	0	0	5	0	31	43	484
(%)	73.3	0.8	0	2.9	0	0	0.4	1.0	1.9	0	3.3	0	0	1.0	0	6.4	8.9	

(4) 虐待相談の状況

令和3年度の虐待相談は表5のとおり181件である。また、虐待の種類別件数等は表6、7、8のとおりである（令和3年度処理件数を表したものであり、受付件数とは異なる）。なお、虐待相談は、養護相談に含めて計上されているものであり、表9のとおり、養護相談233件のうち181件と、7割以上を占めている。

表5 年度別相談処理件数

30年度	元年度	2年度	3年度
91	156	201	181

表6 虐待の内容別相談件数

身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
45	90	0	46	181

表7 虐待者の内訳

実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	祖父	祖母	兄弟	義兄弟	親戚	その他	不詳	計
75	14	85	1	6	0	0	0	0	0	0	181

表8 虐待相談の処理状況

助言指導	継続指導	あつせん 他機関	児童福祉司 指導	市町村指導 委託	市町村送致	児童福祉施設 等入所	里親委託	その他	計
155	1	0	2	2	5	10	0	6	181

表9 令和3年度養護相談の理由別処理件数

処理	理由別 (失踪を含む) 家出	死亡	離婚	(入院を含む) 傷病	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	0	0	0	0	10	5	0	15
里親・保護受託者委託	0	0	0	0	0	5	0	5
面接指導	0	0	0	3	156	25	4	188
その他	0	0	0	0	15	10	0	25
計	0	0	0	3	181	45	4	233

(5) 里親制度について

<概要>

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。里親は、都道府県知事が認定している。

令和4年4月1日現在、里親等委託率（里親等への委託児童数15人／社会的養護を必要とする児童数62人）は24.2%となっている。

養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4種類がある。（養子縁組里親は平成21年度に新設）

- ・ 養育里親・・・保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童を養育する里親
- ・ 専門里親・・・要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行等の問題を有する児童及び障害がある児童を養育する里親
- ・ 養子縁組里親・・・要保護児童について、養子縁組によって養親となることをあらかじめ希望する里親
- ・ 親族里親・・・次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親
 - ア 当該要保護児童の三親等以内の親族であること
 - イ 両親や要保護児童を現に監護する者が、死亡・行方不明・拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと

2 判定業務

相談種別別判定件数は表11のとおりである。判定件数総数は137件であり、前年度の116件に比べ21件の増となっている。

判定の内容については、表12に示されているが、医学的診断指導件数は123件、心理診断指導件数は581件となっている。また、表13のとおり継続的に児童心理司や児童福祉司による心理療法やカウンセリング面接指導等をおこなっている。

表11 年度別・相談種別別判定件数

種別 年度	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
30年度	9	0	0	0	0	0	103	0	2	1	5	1	4	0	0	125
元年度	24	0	0	0	0	0	79	0	3	1	4	1	7	0	0	119
2年度	9	0	0	0	0	0	98	0	2	0	1	0	6	0	0	116
3年度	15	0	0	0	0	0	113	0	0	1	4	0	4	0	0	137

表12 令和3年度医学的・心理学的検査状況

種別	医学診断指導				心理診断指導					計
	診断・指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	
児童	53	0	0	53	106	38	26	0	198	368
保護者	55	0	0	55	0	0	0	0	176	176
その他	15	0	0	15	0	0	0	0	37	37
計	123	0	0	123	106	38	26	0	411	581

表13 令和3年度心理療法・カウンセリングの状況（面接指導の状況）

種別	心理療法・カウンセリングの状況			
	医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員
児童	0	0	0	0
保護者	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

3 一時保護状況

令和3年度に管内で一時保護した児童の実人員の総数は29人で、前年度と比べて8人増となっている。また、延日数の総数は672日で、前年度と比べて2日の増となっている。

表14 年度別・種類別一時保護児童数

年度	種類		一時保護所		所内保護		一時保護委託		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
29年度	16	470	0	0	22	373	38	843		
30年度	3	117	0	0	22	349	25	466		
元年度	12	354	0	0	39	996	51	1350		
2年度	7	202	2	2	12	466	21	670		
3年度	8	207	1	1	20	464	29	672		

管内で一時保護した児童を相談種類別にみると、実人員では、養護が21人、非行が5人、育成が3人となっている。また、延日数では、養護が483日、非行が64日、育成が125日となっており、実人員、延日数とも虐待相談を含む養護相談での一時保護が大部分を占めている。

表15 年度別・相談種類別一時保護児童数

年度	種類		養護		育成		障害		非行		保健その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
29年度	36	811	0	0	0	0	2	33	0	0	38	844		
30年度	22	334	1	12	0	0	2	120	0	0	25	466		
元年度	45	1121	3	60	0	0	3	169	0	0	51	1350		
2年度	17	557	3	77	0	0	1	36	0	0	21	670		
3年度	21	483	3	125	0	0	5	64	0	0	29	672		

4 児童福祉施設措置状況等

管内の児童で児童福祉施設等に措置されている児童は令和4年4月1日現在で73人である。内訳は児童養護施設が44人、福祉型障害児入所施設が9人、乳児院が3人、児童自立支援施設が1人、里親（ファミリーホーム）委託が19人、自立援助ホームが1人となっている。

5 子ども虐待防止対策

(1) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は処遇にあたり法的手続上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう弁護士を活用し、相談体制の強化を図っている。

令和3年度実績 相談件数 0

(2) 子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待防止と早期発見・早期対応を目的とし、子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン（フリーダイヤル）を設置している。

表17 令和3年度子ども虐待ホットライン受付件数

内容		件数
通告・相談	虐待	5
	一般	0
間違い		4
無言		1
問い合わせ		12
いたずら		0
計		22

(3) 被虐待児フォローアップ事業

被虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助等を目的としてフォローアップ事業を実施している。

表18 児童福祉施設職員指導

区分	実施施設数	職員数	指導回数	述指導人数
3年度実績	3	37	6	37

表19 被虐待児集団心理治療指導（児童集団治療、母子集団指導）

区分	児童集団指導			母子集団指導				スーパービジョン参加職員数
	指導回数	児童数	延指導数	世帯数	指導回数	児童延数	親延数	
3年度実績	0	0	0	12	41	42	62	0

表20 被虐待児個別心理治療指導

区分	児童数	延指導回数	スーパービジョン参加職員数
3年度実績	1	1	0

表21 被虐待児の親への指導

区分	親数	延指導回数
3年度実績	1	2

(4) 施設入所児童支援強化事業

施設に入所している児童の生活安定及び自立・家庭復帰に対する支援、児童福祉施設職員との連携強化等を目的として支援強化事業を実施している。

表22 情報交換会実施状況

区分	訪問施設実数	延べ訪問回数
3年度実績	4	11

6 市町村子ども家庭相談支援

児童福祉法改正により、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として規定されたことから、市町村担当者の資質向上を図ることを目的に研修会を実施し、巡回支援を行っている。また、要保護児童対策地域協議会設置運営に対する支援等を行っている。

表23 令和3年度市町村支援状況

区分	会議等の名称	開催日	開催場所
3年度実績	市町村子ども家庭相談担当者研修	R3.6.29	七戸庁舎

表24 令和3年度市町村支援状況

区分	会議等の名称	実施市町村	回数等
3年度実績 (巡回支援)	市町村児童家庭巡回支援	十和田市	1回
		三沢市	1回
		野辺地町	1回
		七戸町	1回
		六戸町	1回
		横浜町	1回
		東北町	1回
		六ヶ所村	1回
3年度実績 (要保護児童対策協議会)	代表者会議	十和田市	1回
		三沢市	1回
		野辺地町	1回
		七戸町	1回
		六戸町	1回
		横浜町	1回
		東北町	1回
		六ヶ所村	1回
	実務者会議	十和田市	12回
		三沢市	12回
		野辺地町	4回
		七戸町	6回
		六戸町	4回
		横浜町	3回
		東北町	2回
		六ヶ所村	3回
	個別ケース検討会議	十和田市	4ケース
		三沢市	4ケース
		野辺地町	2ケース
		七戸町	3ケース
		六戸町	0ケース
		横浜町	0ケース
		東北町	3ケース
		六ヶ所村	1ケース

第3 歳入・歳出・債権管理の状況

1 歳入・歳出関係

(1) 一般会計

ア 歳入

(ア) 証紙収入を除く歳入

(単位：円)

款	目	節	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
		児童福祉費	4,438,300	2,786,600	0	1,651,700
		過年度収入	13,495,830	807,060	1,362,910	11,325,860
		民生負担金	17,934,130	3,593,660	1,362,910	12,977,560
		分担金及び負担金	17,934,130	3,593,660	1,362,910	12,977,560
		物品	2,200	2,200	0	0
		物品売払収入	2,200	2,200	0	0
		財産収入	2,200	2,200	0	0
		過年度収入	121,300	50,190	0	71,110
		延滞金	86,550	60,950	0	25,600
		延滞金	207,850	111,140	0	96,710
		総務費	264	264	0	0
		民生費	15,083,759	11,921,149	0	3,162,610
		過年度収入	41,927,113	3,363,834	2,365,276	36,207,003
		雑入	330,140	329,720	0	420
		雑入	57,341,276	15,614,967	2,365,276	39,370,033
		諸収入	57,549,126	15,726,107	2,365,276	39,466,743
		合 計	75,485,456	19,321,967	3,728,186	52,444,303

(イ) 証紙収入による歳入

(単位：円)

細 節	件 数	金 額
総務学事課	46	34,500
受胎調整認定	1	4,000
医療施設等許可	18	430,000
麻薬免許	45	190,700
医薬品医療機器等	115	1,327,800
温泉	6	210,000
食品関係営業許可	506	7,229,200
公衆浴場営業許可	4	88,000
旅館営業許可	2	44,000
理容所等開設検査	21	336,000
クリーニング所開設検査	2	32,000
化製場設置許可	0	0
建築物衛生管理業者登録	4	140,000
合 計	770	10,006,200

イ 歳出

(単位：円)

款	科 目	令達額	支出済額	残 額
総務費	財産管理費	3,257,000	3,161,400	95,600
民生費	社会福祉総務費	3,483,860	3,064,819	419,041
	福祉事務所費	10,648,400	10,565,649	82,751
	老人福祉費	568,660	193,600	375,060
	婦人福祉費	224,000	101,195	122,805
	地域福祉費	385,000	355,225	29,775
	児童福祉総務費	465,000	206,700	258,300
	児童措置費	12,061,400	8,820,252	3,241,148
	児童相談所費	7,408,000	5,835,948	1,572,052
	ひとり親家庭等福祉費	289,500	53,590	235,910
	障害児福祉費	13,000	5,000	8,000
	生活保護総務費	6,937,000	6,297,581	639,419
	扶助費	909,955,000	865,325,569	44,629,431
	救助費	120,000	0	120,000
	環 境 保健費	結核対策費	2,346,040	2,116,228
予防費		4,762,100	3,544,466	1,217,634
母子保健対策費		599,960	341,380	258,580
精神保健福祉費		1,011,120	495,549	515,571
生活習慣病対策費		334,700	211,932	122,768
食品衛生費		1,416,190	1,366,190	50,000
生活衛生総務費		685,900	657,190	28,710
生活衛生指導費		192,000	139,072	52,928
保健所費		12,221,450	11,949,674	271,776
医務費		1,122,000	475,028	646,972
薬務費		261,000	261,000	0
企画調整費		443,293	299,033	144,260
自然保護総務費		84,000	84,000	0
合 計		981,295,573	925,927,270	55,368,303

(2) 母子父子寡婦福祉特別会計

ア 歳入

(単位：円)

款	目	節	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
		現年度収入	45,954,803	42,923,849	0	3,030,954
		過年度収入	25,439,226	2,674,852	0	22,764,374
		母子福祉資金貸付金収入	71,394,029	45,598,701	0	25,795,328
		現年度収入	304,243	304,243	0	0
		過年度収入	0	0	0	0
		父子福祉資金貸付金収入	304,243	304,243	0	0
		現年度収入	787,620	787,620	0	0
		過年度収入	10,690	6,100	0	4,590
		寡婦福祉資金貸付金収入	798,310	793,720	0	4,590
		現年度収入	4,000	4,000	0	0
		過年度収入	0	0	0	0
		貸付金償還金違約金	0	0	0	0
		現年度収入	0	0	0	0
		過年度収入	56,000		0	56,000
		雑入・母子寡婦	56,000	0	0	56,000
		諸収入	72,552,582	46,696,664	0	25,855,918

イ 歳出

(単位：円)

款	科 目	令 達 額	支出済額	残 額
母子父子寡婦福祉 資金貸付費	指導調査費	425,000	425,000	0
	母子福祉資金貸付費	30,000,000	13,615,700	16,384,300
	父子福祉資金貸付費	2,740,000	1,972,000	768,000
	寡婦福祉資金貸付費	600,000	0	600,000
	合 計	33,765,000	16,012,700	17,752,300

2 債権管理の体制

債権管理については、平成30年4月1日に定めた「上北地域県民局地域健康福祉部収入未済解消対策要綱」に基づき、主に収入未済対策会議を開催し、収入未済の解消に努めることとしている。

(1) 収入未済対策会議

ア 開催予定時期…9月、2月

イ 検討事項

(ア) 納入金等長期に滞納（納入期限後概ね6ヶ月を経過）している債務者の状況分析及び債務者に対する具体的指導方針の検討・策定に関する事。

(イ) 上記の指導方針の実施状況の管理に関する事。

(ウ) その他納入促進を図るために必要と認められる事。

ウ 構成員

(ア) 各総室…総室長、次長、債権に関する課長（査察指導員を含む）、ケース担当者、徴収事務（債権）担当者、その他納入指導に関係のある職員

(2) 償還指導等

長期に滞納しているケースについて、収入未済対策会議での検討結果を踏まえ、各総室が家庭訪問等により償還指導等を行う。

3 収入未済対策会議の開催状況

収入未済金のうち、保護課は、生活保護費に係る返還金、福祉調整課は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金に係る償還金が多額となっている。また、こども相談課は、施設入所に係る費用徴収金の未納額が多額となっている。

このことから「収入未済解消対策要綱」により、令和2年度において収入未済対策会議を下記のとおり開催し、償還指導等を行った。

なお、令和3年度においても収入未済対策会議を開催し、会議での検討結果を踏まえ、各総室が収入未済の早期解消に努めることとする。

(1) 生活保護費返還金

実施年月日	ケース検討数	備 考
R2.9.30 R2.10.5	49	過年度債権のある継続ケースのうち今年度納入がないもの
R3.2.16 R3.2.17	40	現年度に調定した債権のあるケース及び過年度債権のある廃止ケースのうち6ヶ月以上納入がないもの

(2) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還金

実施年月日	ケース検討数	備 考
R3.10.18	8	滞納のあるケースをA、B、Cでランク付けし、A及びBランクのケースのうち償還指導方針に関する協議が必要な事例、全事例のうち、債権回収委託に関する協議が必要な事例。（債権回収委託ケースは除く。）
R4.2.21	6	上記同様。

(3) 児童福祉施設入所に係る費用徴収金

実施年月日	ケース検討数	備 考
R3.10.20	31	滞納がある全ケース
R4.2.8	31	滞納がある全ケース

第 4 資 料 集

1 人口関係

(1) 管内市町村別人口

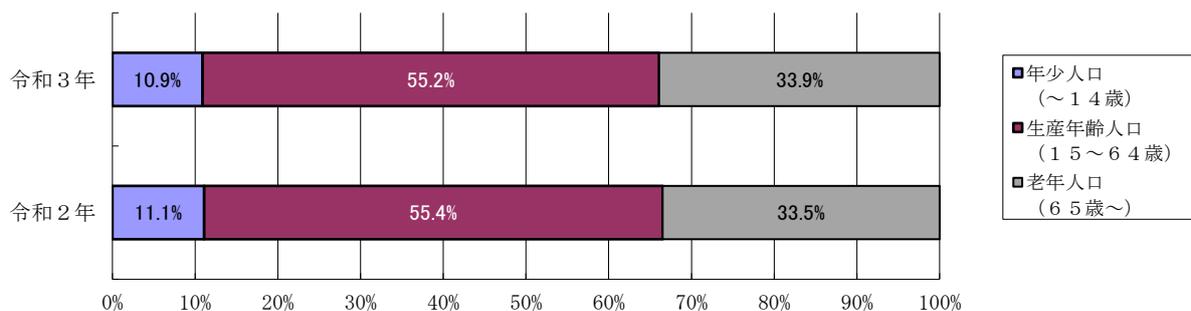
		令和2年	令和3年
青森県	人口	1,230,715	1,221,305
	男	578,175	575,531
	女	652,540	645,774
	世帯数	517,105	511,448
	1世帯あたり人口	2.38	2.39
管内	人口	166,837	165,899
	男	80,994	81,079
	女	85,843	84,820
	世帯数	70,564	70,564
	1世帯あたり人口	2.36	2.35
十和田市	人口	60,351	59,686
	男	28,635	28,402
	女	31,716	31,284
	世帯数	26,033	25,662
	1世帯あたり人口	2.32	2.33
三沢市	人口	38,416	38,666
	男	19,185	19,421
	女	19,231	19,245
	世帯数	16,908	17,236
	1世帯あたり人口	2.27	2.24
野辺地町	人口	12,430	12,161
	男	5,743	5,669
	女	6,687	6,492
	世帯数	5,466	5,397
	1世帯あたり人口	2.27	2.25
七戸町	人口	14,287	14,305
	男	6,744	6,850
	女	7,543	7,455
	世帯数	5,553	5,482
	1世帯あたり人口	2.57	2.61
六戸町	人口	10,453	10,436
	男	5,035	5,082
	女	5,418	5,354
	世帯数	3,866	3,868
	1世帯あたり人口	2.70	2.7
横浜町	人口	4,172	4,159
	男	2,022	2,038
	女	2,150	2,121
	世帯数	1,789	1,818
	1世帯あたり人口	2.33	2.29
東北町	人口	16,555	16,205
	男	7,906	7,710
	女	8,649	8,495
	世帯数	6,011	5,854
	1世帯あたり人口	2.75	2.77
六ヶ所村	人口	10,173	10,281
	男	5,724	5,907
	女	4,449	4,374
	世帯数	4,938	5,247
	1世帯あたり人口	2.06	1.96

※ 青森県企画政策部「青森県の推計人口年報」による。(各年10月1日現在)
年齢不詳を含む。

※ (2) 管内年齢3区分別人口及び構成比率

		令和2年			令和3年		
		年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
青森県	構成比率	10.6	55.5	33.9	10.5	55.1	34.4
	人口	129,399	676,623	413,443	125,558	662,091	413,894
	男	66,027	336,540	169,208	64,197	330,416	169,932
	女	63,372	340,083	244,235	61,361	331,675	243,962
管内	構成比率	11.1	55.4	33.5	10.9	55.2	33.9
	人口	18,414	92,088	55,690	17,899	90,655	55,774
	男	9,448	47,916	23,243	9,179	47,507	23,447
	女	8,966	44,172	32,447	8,720	43,148	32,327
十和田市	構成比率	10.6	55.4	34.0	10.6	54.8	34.6
	人口	6,389	33,273	20,463	6,262	32,317	20,448
	男	3,297	16,681	8,570	3,253	16,287	8,547
	女	3,092	16,592	11,893	3,009	16,030	11,901
三沢市	構成比率	13.1	59.8	27.1	12.7	59.8	27.5
	人口	5,012	22,893	10,363	4,829	22,702	10,456
	男	2,604	12,150	4,321	2,470	12,098	4,378
	女	2,408	10,743	6,042	2,359	10,604	6,078
野辺地町	構成比率	9.0	52.5	38.5	8.5	52.5	39.0
	人口	1,111	6,518	4,780	1,036	6,386	4,736
	男	551	3,273	1,900	506	3,225	1,937
	女	560	3,245	2,880	530	3,161	2,799
七戸町	構成比率	9.6	48.8	41.6	9.3	49.0	41.7
	人口	1,370	6,975	5,940	1,338	7,003	5,959
	男	683	3,571	2,489	671	3,669	2,507
	女	687	3,404	3,451	667	3,334	3,452
六戸町	構成比率	13.2	52.6	34.2	13.2	52.8	34.0
	人口	1,366	5,452	3,544	1,382	5,506	3,548
	男	690	2,775	1,518	709	2,809	1,564
	女	676	2,677	2,026	673	2,697	1,984
横浜町	構成比率	8.4	51.8	39.8	8.2	51.4	40.4
	人口	352	2,160	1,660	343	2,136	1,680
	男	184	1,164	674	190	1,154	694
	女	168	996	986	153	982	986
東北町	構成比率	10.4	51.4	38.2	10.1	50.6	39.0
	人口	1,723	8,480	6,299	1,688	8,196	6,310
	男	871	4,413	2,591	848	4,232	2,622
	女	852	4,067	3,708	840	3,964	3,688
六ヶ所村	構成比率	10.8	63.0	26.2	10.4	63.7	26.2
	人口	1,091	6,337	2,641	1,021	6,409	2,637
	男	568	3,889	1,180	532	4,033	1,198
	女	523	2,448	1,461	489	2,376	1,439

※ 青森県企画政策部「青森県の推計人口年報」による。(各年10月1日現在)



(3) 管内児童人口

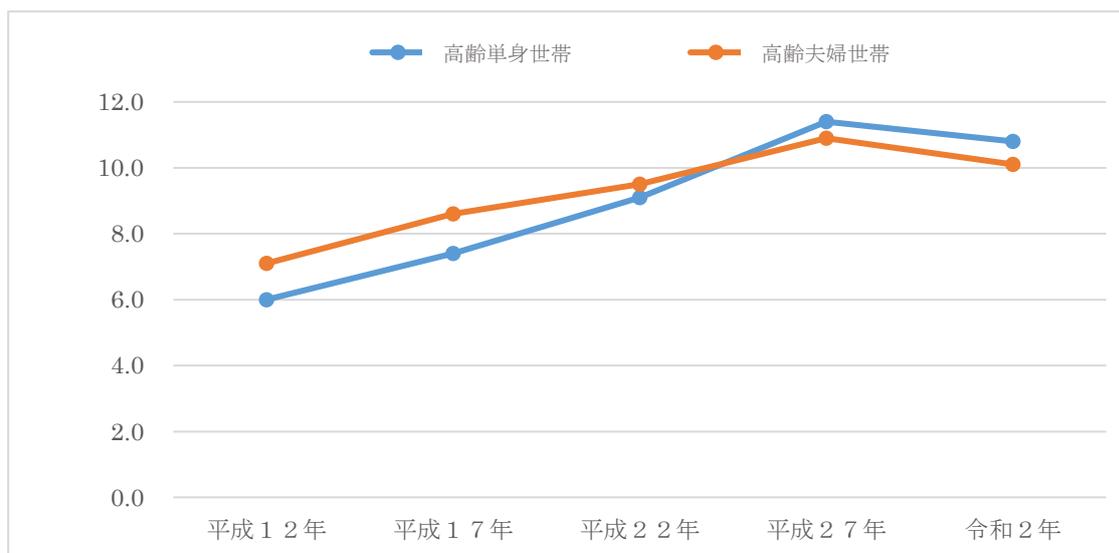
市町村名	児童人口（18歳未満）	
	R2.10.1	R3.10.1
十和田市	8,026	7,868
三沢市	6,110	5,917
野辺地町	1,426	1,372
七戸町	1,703	1,658
六戸町	1,653	1,664
横浜町	443	437
東北町	2,152	2,094
六ヶ所村	1,336	1,216
管内合計	22,849	22,226

※ 青森県企画政策部「青森県の推計人口年報」による。

(4) 高齢世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全世帯数	67,882	68,327	68,964	68,750	70,265
うち高齢単身世帯	4,087	5,083	6,309	7,858	7,570
全世帯に占める割合 (%)	6.0	7.4	9.1	11.4	10.8
うち高齢夫婦世帯	4850	5,858	6,580	7,501	7,126
全世帯に占める割合 (%)	7.1	8.6	9.5	10.9	10.1

青森県 国勢調査集計結果



2 人口動態

(1) 人口動態総覧

	年別	出生						死亡				自然増加		乳児死亡				新生児死亡		死産				周産期死亡				婚姻		離婚	
		総数	率	男	女	2,500g未満 (再掲)		総数	率	男	女	総数	率	総数	率	男	女	総数	率	総数	率	自然	人工	総数	率	妊娠満 22週以降	早期新生 児死亡	件数	率	件数	率
						総数	割合																								
青森県	30	7,803	6.2	3,980	3,823	774	9.9	17,936	14.3	8,925	9,011	-10,133	-8.1	15	1.9	6	9	10	1.3	191	23.9	91	100	21	2.7	13	8	4,737	3.8	2,022	1.61
	元	7,170	5.8	3,682	3,488	683	9.5	18,424	14.9	9,286	9,138	-11,254	-9.1	23	3.2	11	12	15	2.1	168	22.9	88	80	36	5.0	25	11	4,601	3.7	2,009	1.62
	2	6,837	5.5	3,493	3,344	591	8.6	17,905	14.5	8,942	8,963	-11,068	-9.0	18	2.6			15	2.2	145	20.8	87	58	32		17	15	4,032	3.3	1,915	1.55
管内	30	1,125	6.6	597	528	112	10.0	2,316	13.5	1,190	1,126	-1,191	-7.0							25	21.7	12	13	3	2.7	3		692	4.0	300	1.75
	元	1,032	6.1	545	487	101	9.8	2,460	14.5	1,261	1,199	-1,428	-8.4	3	2.9	2	1	2	1.9	34	31.8	19	15	10	9.6	8	2	655	3.9	300	1.77
	2	988	5.9	531	457	86	8.7	2,407	14.5	1,218	1,189	-1,419	-8.5	1	1.0			1	1.0	21	20.8	10	11	3	3.0	2	1	618	3.7	290	1.74
十和田市	30	382	6.2	203	179	32	8.4	826	13.4	417	409	-444	-7.2							7	18.0	3	4					202	3.3	108	1.75
	元	335	5.5	180	155	31	9.3	874	14.3	454	420	-539	-8.8	2	6.0	1	1	1	3.0	13	37.4	7	6	4	11.8	3	1	191	3.1	100	1.64
	2	327	5.4	162	165	32	9.8	865	14.4	451	414	-538	-9.0	1	3.1			1	3.1	7	21.0	1	6	1	3.1		1	190	3.2	99	1.65
三沢市	30	340	8.7	187	153	41	12.1	440	11.2	237	203	-100	-2.6							9	25.8	6	3	2	5.8	2		240	6.1	72	1.84
	元	321	8.2	159	162	35	10.9	434	11.1	237	197	-113	-2.9	1	3.1	1		1	3.1	13	38.9	7	6	4	12.3	3	1	244	6.3	93	2.39
	2	323	8.4	170	153	34	10.5	404	10.5	206	198	-81	-2.1							4	12.2	3	1					213	5.5	85	2.21
野辺地町	30	63	4.9	30	33	8	12.7	202	15.7	108	94	-139	-10.8							1	15.6		1					44	3.4	22	1.71
	元	59	4.7	31	28	7	11.9	193	15.2	92	101	-134	-10.6															43	3.4	21	1.66
	2	35	2.9	22	13	3	8.6	200	16.4	99	101	-165	-13.5							3	78.9	2	1	1	27.8	1		42	3.5	23	1.88
七戸町	30	70	4.7	39	31	7	10.0	241	16.1	123	118	-171	-11.4							1	14.1		1					51	3.4	27	1.80
	元	51	3.5	25	26	7	13.7	308	21.1	135	173	-257	-17.6							1	18.9	1						35	2.4	20	1.37
	2	64	4.4	28	36	6	9.4	302	20.8	149	153	-238	-16.4															39	2.7	18	1.24
六戸町	30	78	7.4	37	41	7	9.0	139	13.2	65	74	-61	-5.8							1	12.7	1						40	3.8	14	1.33
	元	83	7.9	52	31	6	7.2	154	14.6	85	69	-71	-6.7							2	23.5	2		1	11.9	1		23	2.2	13	1.23
	2	66	6.4	44	22	4	6.1	140	13.5	66	74	-74	-7.1															27	2.6	17	1.64
横浜町	30	19	4.4	11	8	2	10.5	83	19.2	43	40	-64	-14.8							1	50.0		1					12	2.8	7	1.62
	元	17	4.0	8	9	1	5.9	89	21.0	42	47	-72	-17.0															12	2.8	4	0.94
	2	14	3.4	10	4			74	17.8	35	39	-60	-14.4															20	4.8	3	0.72
東北町	30	96	5.6	55	41	9	9.4	275	16.0	136	139	-179	-10.4							3	30.3	1	2					58	3.4	26	1.52
	元	96	5.7	52	44	9	9.4	280	16.6	146	134	-184	-10.9							4	40.0	2	2	1	10.3	1		52	3.1	27	1.60
	2	103	6.3	55	48	5	4.9	287	17.6	139	148	-184	-11.3							4	37.4	3	1	1	9.6	1		43	2.6	22	1.35
六ヶ所村	30	77	7.4	35	42	6	7.8	110	10.6	61	49	-33	-3.2							2	25.3	1	1	1	12.8	1		45	4.3	24	2.31
	元	70	6.8	38	32	5	7.1	128	12.4	70	58	-58	-5.6							1	14.1		1					55	5.3	22	2.14
	2	56	5.5	40	16	2	3.6	135	13.2	73	62	-79	-7.7							3	50.8	1	2					44	4.3	23	2.24

「人口動態統計（確定値）」による。率は1,000人当たり。

【1】用語の説明

自然増加…出生数から死亡数を減じたものをいう。

乳児死亡…生後1年未満の死亡をいう。

新生児死亡…生後4週未満の死亡をいう。

早期新生児死亡…生後1週未満の死亡をいう。

死産…妊娠満12週以降の死産の出産をいう。

周産期死亡…妊娠満22週以降の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

【2】比率の算出方法

出生率… $(\text{年間出生数}) \div (\text{10月1日現在の人口}) \times 1,000$

死亡率… $(\text{年間死亡数}) \div (\text{10月1日現在の人口}) \times 1,000$

自然増加率… $(\text{自然増加数}) \div (\text{10月1日現在の人口}) \times 1,000$

乳児死亡率… $(\text{年間乳児死亡数}) \div (\text{年間出生数}) \times 1,000$

新生児死亡率… $(\text{年間新生児死亡数}) \div (\text{年間出生数}) \times 1,000$

死産率… $(\text{年間死産数}) \div (\text{年間出生数} + \text{年間死産数}) \times 1,000$

周産期死亡率… $(\text{年間周産期死亡数}) \div (\text{年間出生数} + \text{妊娠満22週以降の死産数}) \times 1,000$

婚姻率… $(\text{年間婚姻届出件数}) \div (\text{10月1日現在の人口}) \times 1,000$

離婚率… $(\text{年間離婚届出件数}) \div (\text{10月1日現在の人口}) \times 1,000$

【3】比率の算出に用いた人口

青森県については、平成28年、平成29年、平成30年は総務省統計局発表の推計
日本人人口を用いている。

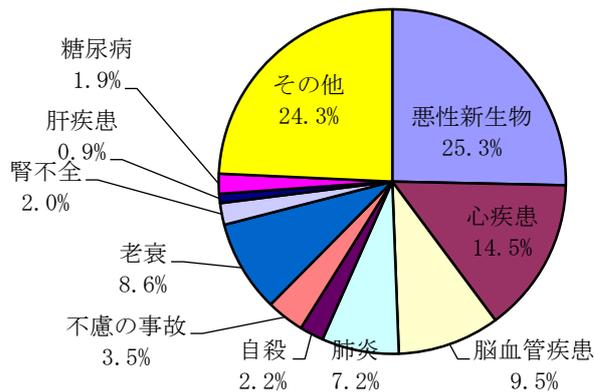
管内及び市町村については、平成28年、平成29年、平成30年は青森県統計分析課公表
の推計人口を用いている（各年10月1日現在）。

(2) 令和2年主要死因別一覧

(人口動態統計(確定値)から抜粋)

		悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	自殺	不慮の事故	老衰	腎不全	肝疾患	糖尿病	その他	合計
青森県	計	4,988	2,714	1,455	1,160	238	534	1,606	398	201	209	4,402	17,905
	率	27.9%	15.2%	8.1%	6.5%	1.3%	3.0%	9.0%	2.2%	1.1%	1.2%	24.6%	100.0%
	男	2,899	1,228	676	656	170	320	370	204	145	112	2,162	8,942
	女	2,089	1,486	779	504	68	214	1,236	194	56	97	2,240	8,963
管内	計	610	350	229	173	54	85	207	49	21	45	584	2,407
	率	25.3%	14.5%	9.5%	7.2%	2.2%	3.5%	8.6%	2.0%	0.9%	1.9%	24.3%	100.0%
	男	352	156	115	89	38	57	50	23	14	28	216	1,218
	女	258	194	114	84	16	28	157	26	7	17	264	1,189
十和田市	計	220	110	70	80	23	32	80	15	3	23	209	865
	率	25.4%	12.7%	8.1%	9.2%	2.7%	3.7%	9.2%	1.7%	0.3%	2.7%	24.2%	100.0%
	男	131	52	33	39	16	22	25	7	1	13	30	451
	女	89	58	37	41	7	10	55	8	2	10	28	414
三沢市	計	106	54	39	18	8	13	33	7	2	9	115	404
	率	26.2%	13.4%	9.7%	4.5%	2.0%	3.2%	8.2%	1.7%	0.5%	2.2%	28.5%	100.0%
	男	55	24	21	12	6	10	6	3	1	6	112	206
	女	51	30	18	6	2	3	27	4	1	3	97	198
野辺地町	計	63	25	17	9	3	5	10	4	5	4	55	200
	率	31.5%	12.5%	8.5%	4.5%	1.5%	2.5%	5.0%	2.0%	2.5%	2.0%	27.5%	100.0%
	男	32	10	5	5	2	4	3	-	4	3	62	99
	女	31	15	12	4	1	1	7	4	1	1	53	101
七戸町	計	71	51	26	27	3	11	37	10	4	3	59	302
	率	23.5%	16.9%	8.6%	8.9%	1.0%	3.6%	12.3%	3.3%	1.3%	1.0%	19.5%	100.0%
	男	44	22	15	15	1	7	5	7	4	1	31	149
	女	27	29	11	12	2	4	32	3	-	2	24	153
六戸町	計	27	21	18	11	6	7	14	3	-	-	33	140
	率	19.3%	15.0%	12.9%	7.9%	4.3%	5.0%	10.0%	2.1%	0.0%	0.0%	23.6%	100.0%
	男	11	14	11	5	3	5	3	2	-	-	28	66
	女	16	7	7	6	3	2	11	1	-	-	31	74
横浜町	計	17	11	14	4	2	3	8	1	2	-	12	74
	率	23.0%	14.9%	18.9%	5.4%	2.7%	4.1%	10.8%	1.4%	2.7%	0.0%	16.2%	100.0%
	男	10	7	6	2	2	1	1	-	1	-	12	35
	女	7	4	8	2	-	2	7	1	1	-	21	39
東北町	計	64	59	33	22	7	9	15	4	4	3	67	287
	率	22.3%	20.6%	11.5%	7.7%	2.4%	3.1%	5.2%	1.4%	1.4%	1.0%	23.3%	100.0%
	男	40	18	19	11	7	5	4	1	2	2	5	139
	女	24	41	14	11	-	4	11	3	2	1	7	148
六ヶ所村	計	42	19	12	2	2	5	10	5	1	3	34	135
	率	31.1%	14.1%	8.9%	1.5%	1.5%	3.7%	7.4%	3.7%	0.7%	2.2%	25.2%	100.0%
	男	29	9	5	-	1	3	3	3	1	3	30	73
	女	13	10	7	2	1	2	7	2	-	-	37	62

管内 主要死因別割合



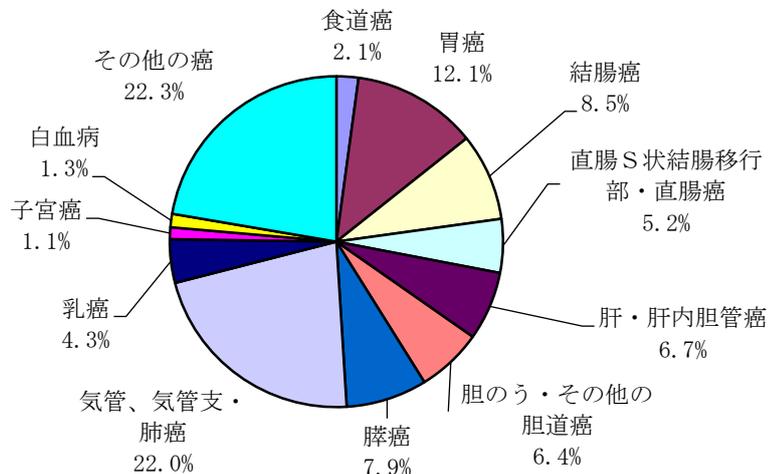
※死亡率は人口10万人対 率の算出に用いた人口（令和2年10月1日現在）
青森県企画政策部統計分析課による推計人口

(3) 令和2年悪性新生物による市町村別死亡数

(人口動態統計（確定値）から抜粋)

	青森県	管内計								
		十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	
食道癌	151	13	6	2	2	2	-	-	1	-
胃癌	612	74	22	9	11	11	2	3	10	6
結腸癌	512	52	23	9	5	5	2	1	2	5
直腸S状結腸移行部・直腸癌	254	32	14	5	1	7	-	1	2	2
肝・肝内胆管癌	323	41	16	6	8	2	3	-	5	1
胆のう・その他の胆道癌	290	39	16	7	5	2	2	1	6	-
膀胱癌	468	48	13	10	4	6	3	1	7	4
気管、気管支・肺癌	959	134	49	21	16	11	8	2	19	8
乳癌	209	26	13	4	3	3	1	-	2	-
子宮癌	82	7	2	2	-	-	-	-	1	2
白血病	84	8	1	1	1	1	-	1	2	1
その他の癌	1,044	136	45	30	7	21	6	7	7	13
合計	4,988	610	220	106	63	71	27	17	64	42

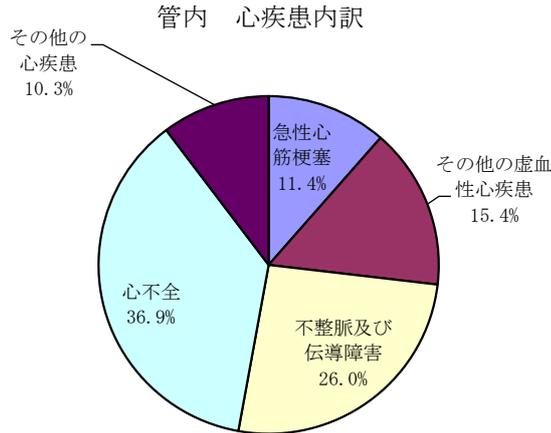
管内 悪性新生物内訳



(4) 令和3年心疾患による市町村別死亡数

(人口動態統計(確定値)から抜粋)

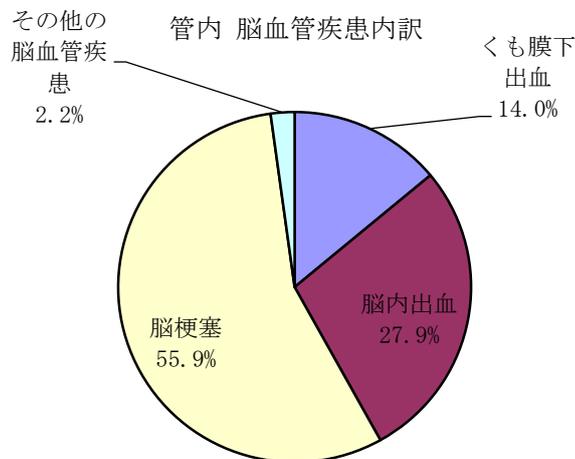
	青森県	管内計	管内 心疾患内訳							
			十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
急性心筋梗塞	326	40	6	10	7	6	2	1	6	2
その他の虚血性心疾患	243	54	18	6	3	11	2	2	9	3
不整脈及び伝導障害	618	91	41	18	3	8	7	3	9	2
心不全	1,251	129	32	14	12	22	8	4	30	7
その他の心疾患	276	36	13	6	-	4	2	1	5	5
合計	2,714	350	110	54	25	51	21	11	59	19



(5) 令和3年脳血管疾患による市町村別死亡数

(人口動態統計(確定値)から抜粋)

	青森県	管内計	管内 脳血管疾患内訳							
			十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
くも膜下出血	166	32	10	8	-	3	4	2	3	2
脳内出血	390	64	21	8	5	8	4	5	10	3
脳梗塞	869	128	38	23	12	14	10	6	18	7
その他の脳血管疾患	30	5	1	-	-	1	-	1	2	-
合計	1,455	229	70	39	17	26	18	14	33	12



(6) 令和3年度人工妊娠中絶件数

区分		20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳	計
満7週以前	第1号該当	3	5	8	12	11	9	2			50
	第2号該当										
	計	3	5	8	12	11	9	2			
満8～11週	第1号該当	2	3	4	7	8	1				25
	第2号該当										
	計	2	3	4	7	8	1				25
満12～15週	第1号該当		1								1
	第2号該当										
	計		1								1
満16～19週	第1号該当										
	第2号該当										
	計										
満20～21週	第1号該当										
	第2号該当										
	計										
週数不明	第1号該当										
	第2号該当										
	計										
合計		5	9	12	19	19	10	2			76

(衛生行政報告例(年度報)による)

注 第1号該当…妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

第2号該当…暴行若しくは脅迫によって抵抗若しくは拒絶することが出来ない間に姦淫され妊娠したもの

3 市町村別妊婦・乳幼児健康診査実施状況

(令和3年度地域保健・健康増進事業報告(市町村報告)から抜粋)

人員		妊婦		乳児		幼児											
						1歳6ヶ月児					3歳児					その他	
		受診実人員	受診延人員	受診実人員	受診延人員	健康診査		歯科健康診査			健康診査		歯科健康診査				
						対象人員	受診実人員	対象人員	受診実人員	むし歯の総数	対象人員	受診実人員	対象人員	受診実人員	むし歯の総数	対象人員	受診実人員
市町村	十和田市	310	3,486	552	552	325	305	325	305	4	339	305	339	305	91	382	349
		310	3,486	271	271												
	三沢市	279	5,105	712	712	274	259	274	259	3	259	252	232	230	209	0	0
		279	5,105	431	431												
	野辺地町	59	437	176	176	47	45	47	45	0	58	58	63	58	42	92	88
		59	437	64	64												
	七戸町	75	554	98	98	66	66	66	66	2	65	57	65	65	10	57	57
		75	554	98	98												
	六戸町	97	763	212	212	77	72	77	72	9	86	84	86	84	28	0	0
		97	763	70	70												
	横浜町	27	227	38	38	17	17	17	17	0	18	18	18	18	18	0	0
		27	227	38	38												
	東北町	132	1,694	258	258	97	91	97	91	4	110	107	110	107	16	0	0
		132	1,694	169	169												
	六ヶ所村	115	1,409	118	121	53	51	53	51	0	74	73	74	73	32	0	0
		115	1,409	118	121												
	計	1,094	13,675	2,164	2,167	956	906	956	906	22	1,009	954	987	940	446	531	494
		1,094	13,675	1,259	1,262												

下段再掲は医療機関等への委託数

4 令和3年度市町村健康増進事業実績

(令和3年度地域保健・健康増進事業報告から抜粋)

(1) 個別健康教育

	高血圧		脂質異常症		糖尿病		喫煙		合 計	
	指導開始者	指導終了者								
十和田市										
三 沢 市										
野辺地町	1	1			1	1			2	2
七 戸 町										
六 戸 町										
横 浜 町										
東 北 町										
六ヶ所村										
計	1	1			1	1			2	2

(2) 集団健康教育

	一般		歯周疾患		運動器症候群		慢性閉塞性肺疾患		病態別		薬	
	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員
十和田市	30	669	1	7					4	46		
三 沢 市	13	31			1	8			24	191		
野辺地町	43	260							8	22		
七 戸 町									14	520		
六 戸 町	5	62										
横 浜 町	19	59	1	1	17	32			4	9		
東 北 町	23	124										
六ヶ所村	43	253	1	1	1	3	1	1	5	3		
計	176	1,458	3	9	19	43	1	1	59	791	0	0

(3) 健康相談

	高血圧		脂質異常症		糖尿病		歯周疾患		骨粗鬆症		病態別		女性の健康		総合健康相談		計	
	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員
十和田市	9	16	6	9	7	21					2	3			242	1,109	266	1,158
三沢市			1	5	3	16					9	13			9	12	22	46
野辺地町					4	8					6	11			5	5	15	24
七戸町	6	104			40	282											46	386
六戸町	3	40	3	40	3	40					4	43			41	122	54	285
横浜町	7	24									6	22			8	55	21	101
東北町											26	70			26	234	52	304
六ヶ所村			51	138									1	6	33	53	85	197
計	25	184	61	192	57	367					53	162	1	6	364	1,590	561	2,501

(4) 健康診査

	健康診査			歯周疾患				骨粗鬆症			
	対象者数	受診者数	受診率 (%)	受診者数	要精検者	要指導者	異常認めず	受診者数	要精検者	要指導者	異常認めず
十和田市	1,028	66	6.4	375	178	177	20	235	49	97	89
三沢市	440	32	7.3	318	170	112	36	280	16	36	228
野辺地町	254	24	9.4	21	4	11	6	78	2	19	57
七戸町	214	19	8.9	101	59	22	20	99	4	51	44
六戸町	92	2	2.2	64	31	29	4	29	10	9	10
横浜町	100	6	9.0	15	4	11	0	28	2	3	23
東北町	237	17	7.2	30	7	13	10	149	10	55	84
六ヶ所村	158	16	10.1	21	8	8	5	76	4	7	62
計	2,523	182	7.2	945	461	383	101	974	97	277	597

※健康診査の対象者は以下のものを対象者として計上した。

- (1) 40歳以上74歳以下の者については、健康保険の未加入者
- (2) 75歳以上の者は、後期高齢者医療の被保険者の適用除外となっている者

(6) がん検診実施状況（令和2年度）

ア 胃がん検診

市町村	対象人員	受診者数	受診率(%)	要精検者数	要精検率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)
十和田市	40,947	3,545	8.7	219	6.2	180	82.2
三沢市	23,191	1,702	7.3	76	4.5	68	89.5
野辺地町	9,396	1,020	10.6	68	6.7	61	89.7
七戸町	11,109	321	2.9	44	13.7	41	93.2
六戸町	7,055	745	10.6	56	7.5	46	82.1
横浜町	3,153	390	12.4	52	13.3	48	92.3
東北町	11,890	2,017	17.0	115	5.7	83	72.2
六ヶ所村	6,203	840	13.5	62	7.4	44	71.0

イ 肺がん検診

市町村	対象人員	受診者数	受診率(%)	要精検者数	要精検率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)
十和田市	40,947	5,651	13.8	63	1.1	56	88.9
三沢市	23,191	2,081	9.0	25	1.2	24	96.0
野辺地町	9,396	1,326	14.1	22	1.7	20	90.9
七戸町	11,109	2,191	19.7	26	1.2	24	92.3
六戸町	7,055	1,068	15.1	15	1.4	15	100.0
横浜町	3,153	539	17.1	10	1.9	8	80.0
東北町	11,890	2,567	21.6	76	3.0	66	86.8
六ヶ所村	6,203	1,123	18.1	25	2.2	24	96.0

ウ 乳がん検診

市町村	対象人員	受診者数	受診率(%)	要精検者数	要精検率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)
十和田市	22,055	1,784	8.1	89	5.0	82	92.1
三沢市	12,334	1,076	8.7	48	4.5	43	89.6
野辺地町	5,108	374	7.3	13	3.5	13	100.0
七戸町	5,946	301	5.1	14	4.6	4	28.6
六戸町	3,696	446	12.1	26	5.8	24	92.3
横浜町	1,661	159	9.6	9	5.7	8	88.9
東北町	6,329	743	11.7	32	4.3	30	93.7
六ヶ所村	3,050	678	22.2	21	3.1	18	85.7

エ 子宮がん検診

市町村	対象人員	受診者数	受診率(%)	要精検者数	要精検率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)
十和田市	27081	1571	5.8	22	1.4	15	68.2
三沢市	16284	1097	6.7	10	0.9	8	80.0
野辺地町	5898	376	6.4	4	1.1	4	100.0
七戸町	6992	271	3.9	4	1.5	4	100.0
六戸町	4643	462	10.0	6	1.3	4	66.7
横浜町	1976	305	15.4	1	3.2	0	0.0
東北町	7597	616	8.1	8	1.3	4	50.0
六ヶ所村	3945	780	19.8	8	1.0	4	50.0

オ 大腸がん検診

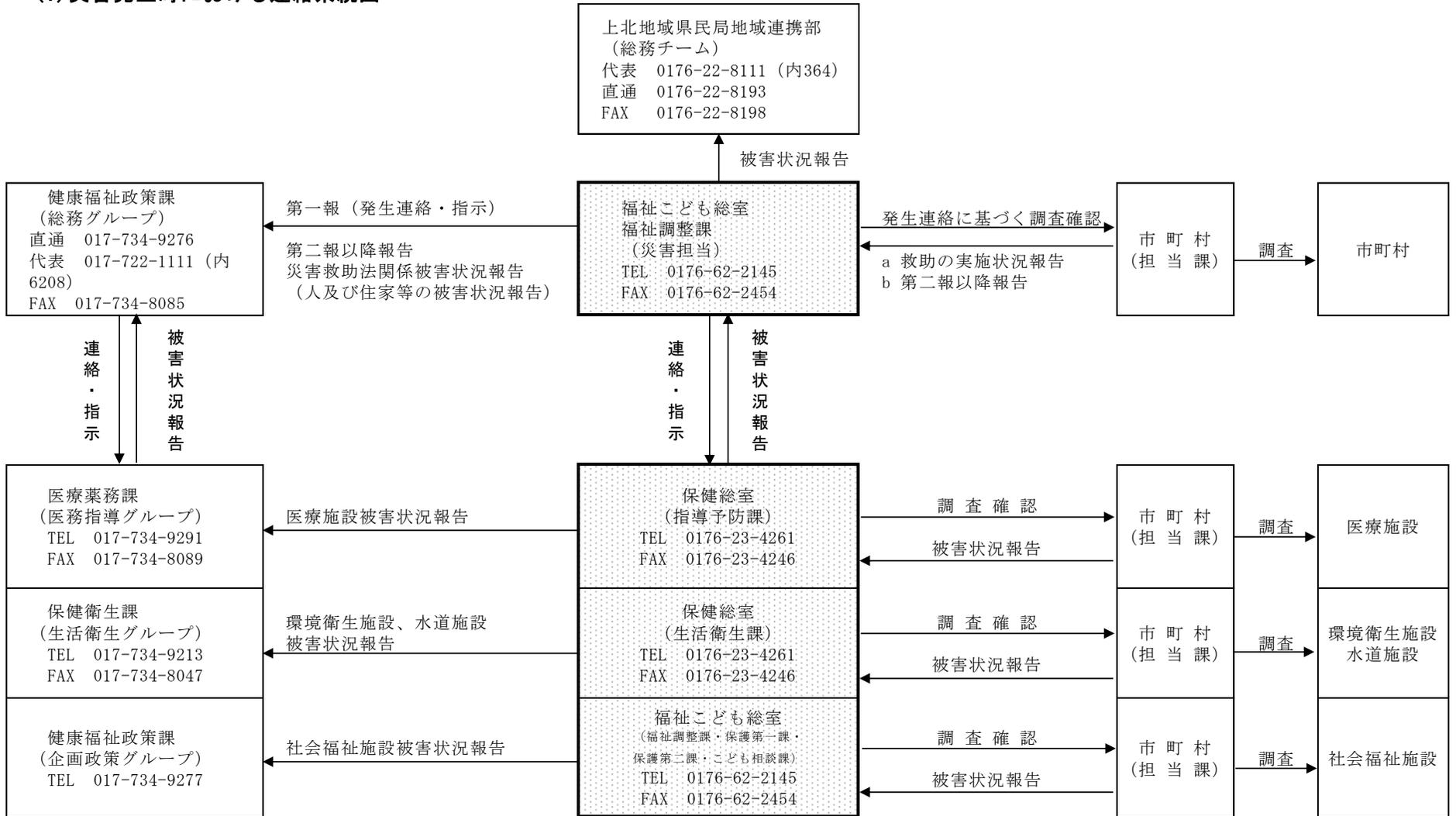
市町村	対象人員	受診者数	受診率(%)	要精検者数	要精検率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)
十和田市	40,947	7,244	17.7	504	7.0	351	69.6
三沢市	23,191	2,104	9.1	122	5.8	96	78.7
野辺地町	9,396	1,365	14.5	126	9.2	107	84.9
七戸町	11,109	2,682	27.0	182	6.8	143	78.6
六戸町	7,055	1,076	15.3	78	7.2	55	70.5
横浜町	3,153	587	18.6	68	11.6	57	83.8
東北町	11,890	2,603	21.9	155	6.0	91	58.7
六ヶ所村	6,203	1,217	19.6	81	6.7	62	76.5

(7) 訪問指導

	十和田市		三沢市		野辺地町		七戸町		六戸町		横浜町		東北町		六ヶ所村		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
要指導者等	157	157	93	101	1	2			23	41	16	20	4	4	44	44	338	369
個別健康教育対象者																		
閉じこもり予防																		
介護家族者					7	14					1	1					8	15
寝たきり者																		
認知症の者																		
その他					4	11	1	1			1	1			1	1	7	14
計	157	157	93	101	12	27	1	1	23	41	18	22	4	4	45	45	353	398

5 その他

(1) 災害発生時における連絡系統図



上北地域県民局 地域健康福祉部

◎保健総室<上十三保健所>

〒034-0082 十和田市西二番町10-15

TEL 0176-23-4261

FAX 0176-23-4246

1990

◎福祉こども総室<上北地方福祉事務所・七戸児童相談所>

〒039-2594 七戸町字蛇坂55-1

(福祉調整課・保護課) TEL 0176-62-2145

FAX 0176-62-2454

(こども相談課) TEL 0176-60-8086

FAX 0176-60-8087